

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成15年9月25日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時17分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠・若見・吹田・斎藤・中畑・高橋 各委員		
説 明 員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「ワンストップ行政サービスについて」

市民部次長

小樽市のワンストップ行政サービスについて、報告いたします。

ワンストップ行政サービスは、1か所で各種の届出や申請の受付などを行い、市民サービスの向上を目指すものであります。昨年の10月から、三つのサービスセンターと一部戸籍住民課において実施しております。このサービスの実施に当たりましては、どのような事務が対象事務に該当するか、全庁的に検討を行い、証明交付事務、通知事務、取次事務などの16の事務を対象と定めまして、そのうち調整等に時間を要する事務を除きまして、実施が可能な事務からスタートいたしました。その後、本年3月1日から乳幼児医療助成費支給申請書受付事務、さらに9月1日から老人保健医療費支給申請受付事務の二つを加え、現在、11の事務につきましてワンストップ行政サービスが実施されております。約1年が経過いたしました。この8月までの取扱件数は2,282件となっており、おおむね市民の皆様から好評をいただいているところでございます。

今後は、残る五つの事務につきまして、積極的に庁内調整を行いながら、順次、実施し、さらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

委員長

「小樽市男女平等参画基本計画の推進について」

(市民) 青少年女性室豊島主幹

小樽市男女平等参画基本計画の推進につきまして、報告させていただきます。

本年3月に策定いたしました小樽市男女平等参画基本計画の推進につきましては、平成15年第2回定例会の厚生常任委員会におきまして、基本的な方向について報告をさせていただいておりますが、今常任委員会におきましては、現在までの進捗状況と今後の取組についての報告をさせていただきます。

本年度よりスタートいたしましたこの計画の推進体制につきましては、6月18日に助役を本部長に庁内の関係部長職16名による小樽市男女平等参画行政推進本部を設置し、さらに同月26日には推進本部の下に調査・協議をする補助機関として、関係課長職から成る18名による幹事会を設置いたしました。また、9月9日には、市民と行政が一体となってさまざまな施策を円滑、効果的に推進するため、関係諸団体からの推薦と市民公募による12名で構成する小樽市男女平等参画推進市民会議を設置したところであります。今後は、この二つの推進組織を中心にして、計画に明記されております97の具体的施策の進行管理を行うこととしております。また、これからの具体的な取組といたしましては、平成15年度の計画の進行の実績調査、男女平等参画週間の事業の実施などを図りながら、男女平等参画社会の実現に向けた取組をしてまいります。

委員長

「住基ネット2次稼働について」

(市民) 田中主幹

住民基本台帳ネットワークシステムの2次サービスについて報告いたします。

昨年の8月5日から1次サービスが開始されました住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの2次サービスが8月25日から開始されております。既にご存じのことと存じますが、この住基ネットは住民基本台

帳をネットワークで結び、氏名、住所、性別、生年月日の4情報と住民票コード等により、地方公共団体の共通のシステムとして構築されたものであります。この2次サービスの状況であります。一つは、希望者に対しまして住民基本台帳カード、いわゆる住基カードの交付であります。これは写真付きの住基カードの場合、現在のところ身分証明書として活用できます。昨日までの1か月で164名から申請があり、予想を超える発行をいたしております。二つ目は、住民票の写しが全国どこの市区町村からでも交付が可能な広域交付であります。他都市の住民が小樽市の窓口で請求した件数は15件、小樽市民が他都市で請求した件数は19件であり、サービスの定着には時間がかかるものと考えております。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等につきまして、報告いたします。

初めに、広域連合長及び副広域連合長で構成する広域連合会議についてであります。7月14日に開催された会議では、発注方法や見積仕様書の対象提示メーカーの選定並びにごみ処理施設規模の決定に関しての3議題について協議を行っております。

協議事項の1点目であります発注方法につきましては、焼却施設とリサイクルプラザの建設について、一括発注すべきか分離発注すべきかについて協議しております。当該施設は、同一敷地に同時期に建設すること、焼却施設で生じたエネルギーでリサイクルプラザの動力を賄うこと、また、一括発注することにより、施設配置計画などに係る責任の明確化や現場管理費、仮設工事費などの工事請負費の低減が図られる点を考慮し、ストーカ炉メーカーに一括発注することとしております。

2点目の見積仕様書の提示対象メーカーであります。選定に当たっては、全連続炉の建設実績を有していることや、日70トン以上の焼却炉の稼働実績を有すること、さらには自社製の電気式溶融炉をストーカ炉とともに稼働している実績を有していることの三つの条件を設け、これを受けて28社のうち7社が選定されております。

次に、議題の3番目でありますごみ処理施設規模の決定についてであります。本年2月の広域連合定例会で示された広域計画での施設規模の数値は、1日193トンから206トンとしておりましたが、平成21年度には資源化率が最大になることと可燃ごみ量がほぼ一定となることから、計画目標年度を平成21年度とし、焼却施設規模を日197トンとしております。リサイクルプラザにつきましても、平成21年度の日73.8トンを施設規模と設定しております。

次に、本年1月に建設予定地の桃内町内会から提出されている要望事項についてであります。焼却施設等の建設に関連して、19項目の要望が提出されているところでありますが、回答につきましては、地元町内会と協議を進めており、正式回答については別途報告する予定となっております。

次に、今後の予定であります。決算議会となる広域連合の平成15年第2回定例会は、10月20日の開催予定となっております。

なお、先の厚生常任委員会においても報告しておりますが、整備計画書の提出につきましては、10月に北海道を通じまして、環境省に提出する予定となっております。

委員長

本定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第27号について」

(環境)管理課長

「小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案」について、説明いたします。

このたびの改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が6月18日に公布され、一部を除いて本年12月1日から施行されることになりましたが、これに伴って条例中に引用している同法の規定の条項数が

移動したため、必要な改正を行うものであります。

初めに、一般廃棄物処理業の許可について定める条例第39条ですが、同条中で引用している法第7条が改正され、許可更新時において申請受理から許可までの間に、従前の許可満了日が過ぎても更新許可が認可されるまでは、有効とする許可期間の取扱いについて、新たな2項が加わり、第2項以下が2項ずつ繰り下がったことから、これに合わせて必要な改正をするものであります。

次に、廃棄物処理業などの許可手数料を定める条例の別表第4の改正についてであります。同条中で引用している法第7条については、ただいま申し上げたとおりであり、また、法第14条及び法第14条の4関連は、産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物に係る処分業並びに許可更新の規定であり、これも法第7条の一般廃棄物の改正趣旨と同様に、新たな2項が加わったことから、それぞれ項数を改正するものであります。後段の法第15条の2の4は、産業廃棄物処理施設の変更許可に係る規定ですが、この部分に新たな条項として、産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同じ性状を持つ一般廃棄物を処理する場合に、一般廃棄物処理施設の設置許可手続を不要とする特別条項が1条加えられたことから、これに合わせて条数を1条繰り下げるものであります。なお、施行期日につきましては、法改正と同様、本年12月1日からとするものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。共産党。

若見委員

ごみ減量化及び有料化について

ごみ減量化それから有料化について、お尋ねします。

初めに、資料要求した広域計画における小樽市ごみ処理目標数値の説明をお願いいたします。

(環境)廃棄物対策課長

資料としてお渡しした広域計画における小樽市のごみ処理目標数値について説明させていただきます。

最初に、14年度処理実績についてであります。人口については、15年3月31日現在の人口といたしまして14万7,196人です。

次に、ごみの排出量についてであります。合計で4万2,906トンとなっております。この内訳といたしましては、通常、ごみですと資源物の量というのは入らないのですけれども、広域計画の中では資源物の量もごみ排出量とした中で積算しております。資源物というのは、資源として出されれば資源物の扱いになるのですけれども、資源として出さないでごみに入れますと、ごみの量に含まれますので、そういう考え方でごみ排出量の中に資源物量が入っております。資源物量が平成14年度の実績としましては、4品目の収集量ですけれども、849トンです。それから、可燃ごみ、不燃ごみ合わせて4万2,057トン。この可燃ごみ、不燃ごみについては、広域連合でごみ分析をいたしました。その中で、小樽市の可燃、不燃の、今の2分別に従って区分した場合の適正な配分といたしますが、その率が分析の中である程度出るので。その一定の割合の中で、ごみ排出量から資源物量を引いたものを可燃、不燃に分けております。そういった中で可燃ごみ量については3万2,132トン、不燃ごみについては9,925トンという内容となっております。

次に、19年度の処理目標数値でございます。人口としましては、14万978人という中で推計しております。ごみ排出量につきましては、合計で3万9,982トン、内訳といたしましては、資源物収集量6,704トン、この資源物収集の内訳についてなのですが、19年度には資源化リサイクル施設が新しくできまして、品目の拡大、例えばプラスチック関係ですとか、あと新聞、雑誌、段ボール等の紙類も収集する予定です。そういう中で、現在の資源化よりも4倍程度資源物の品目が増えるという中で、6,704トンという形になっております。可燃、不燃の合計について

は、3万3,278トンという推計をしております。それから、14年度と19年度の目標数値の積算についてですが、人口につきましては、ここしばらく毎年千数百人程度減っておりますので、4年間で6,218人減るという予想をしております。それから、ごみ排出原単位がいろいろなごみ処理施設の規模を決定するのに重要なものなのですけれども、1人1日当たりどのくらいのごみの量が排出されているかということ、14年度の実績については799グラムとなっております。それに対しまして19年度の目標数値といたしまして、炉の規模とかにも影響しますので、小樽市としては、ある程度市民に発生抑制等の努力あるいは資源物の品目の拡大だとか、収集回数等を増やししながら、何とかごみの排出量を減らそうということで、きついハードルを設けまして、一応14年度よりも22グラム減量する中、19年度の目標数値としております。それから、資源物の19年度の6,704トンでございますけれども、これについては、ごみ分析した中で資源物の潜在量というのがございます。その潜在量が19年度においては、約1万6,000トンございます。その中の6,700トンですので、資源化率が約40パーセントという高いハードルで見えております。また、14年度の潜在量なのですけれども4,655トンです。その中で849トンしか出ていないのです。市民の協力度としては18.2パーセントで、今年度は3,800トン程度がごみとして出されている状況なので、それを何とかして市でごみ減量ということで高いハードルを設けまして、19年度の目標数値にしております。19年度と14年度の差についてであります。ごみの排出量全体については約2,900トン。その内訳としましては、資源物の収集量の増加で5,800トンほど見ております。あと残りが、可燃、不燃のごみの減量なのですけれども、それが8,700トン。このごみの減量につきましては、資源物に流れる量が5,800トン、あと残りのごみの純粹に出る分が約2,900トンという形に推定しております。この約2,900トンにつきましては、通常の今と同じような生活をするのではなくて、何とかごみを少なくしようということで、各家庭でのごみ発生の抑制や、それからフリーマーケットなどを利用して再利用するなど、工夫していただいた中で2,900トンの減量を見込んでおります。率にしますと、ごみの排出量全体では6.8パーセントの減量です。資源物につきましては、68.9パーセントで約7倍の資源化量と考えております。可燃、不燃につきましては、約20パーセントのごみが減量するのではないかという中の目標数値に立っております。

若見委員

予算特別委員会で、ごみの有料化をしなくても、ごみの減量ができ富良野市が紹介されました。初めに、富良野市のごみ減量について、どんな取組がされていたか紹介してください。

(環境) 間淵主幹

富良野市でございますけれども、収集量の90パーセントを資源化しているということでございます。富良野市は農業地帯を基盤に、昭和63年に既に農業廃棄物の固形燃料化施設を設置いたしまして、野菜ごみ、生ごみを中心にリサイクルを進め、約15年ほどかけて現在の資源化に至っているというところで聞いてございます。また、人口規模も2万5,000人ということ、それからごみ量も年間8,700トンございます。その中の90パーセントがリサイクルされていると。また、リサイクルにかかる費用もそれなりにかかっているということも聞いてございます。

若見委員

この富良野方式といって全国的にも有名な方式と聞いていますが、これを今回ごみ減量の参考にできなかった大きな理由は何でしょうか。

(環境) 間淵主幹

私どもといたしましても、富良野市が収集量の90パーセントを資源化されていることにつきましては、非常に学ぶべきことが多々あると感じておりまして、現に視察にも行ってございます。その中で、私どもが考えておりますのは、一つには先ほど申しましたとおり、昭和63年から平成15年という資源化に至るまでの歴史があるということ、時間をかけているということ。それから後背地に農業地帯という、リサイクルを受け入れる地域柄であるということ。それから先ほど言いました2万5,000人というリサイクルの周知と協力が得られやすい人口規模であること。それからリサイクルにかかる費用がけっこうな金額でございますので、私どもといたしましては、今後そういう勉強

する点はございますけれども、今、迫られております減量化というものは、非常に急ぐ、時間をかけていられないということ。それから、小樽市は財政的に非常にひっ迫しておりますので、富良野市のようにお金をかけることができないと、そのようなこと等が理由といたしますが、富良野市に学ぶところは学べますけれども、なかなか小樽市と共通しないところは、そのようなところかなと考えてございます。

若見委員

今、時間をかけていられない、お金をかけていられないという話がありましたが、時間をかけていられないというのは、広域計画の目標を達成するにはそう長い時間をかけていられないという理解でよろしいですか。

(環境) 間淵主幹

11年度4万9,000トンほどございました家庭ごみは、今回の予算特別委員会で報告いたしましたとおり、12年度施策によりまして、確かに4万2,000トンまで下がって14.8パーセントの減量を見ることができました。しかし、その後の数値の経緯を見ますと、14年度と12年度、施策を行った年度を比較いたしますと、実はごみの量は13年度、そして14年度に至りまして800トンほど増えてございます。このままでは、せっかく12年度で落ちました減量効果が薄れていく懸念がある。そして、さらなる排出抑制、発生抑制に取り組むことが大きな課題である。その点が急がなければならないという、一つの視点でございます。

(環境) 廃棄物対策課長

今の説明に、補足したいのですが、市長への手紙の中でも市民からプラスチック関係、新聞を含めて収集していただきたいという要望が年間相当あります。そういうことも今回の減量化とあわせてする施策の中に含まれているのですが、民間業者によるプラスチックの処理施設が廃プラ施設と同時に、14年度、15年度に向けて、かなりの事業者がいろいろな施設を設置いたしまして、民間施設の能力も含めて検討しなければならないのですが、そういう施設を借りながら、何とか拡大をしていけるのではないかと。それから三つ目ですが、先ほどの目標数値の説明の中で、広域計画の話もさせていただきましたが、潜在量に対して19年度が40パーセント、20年度が45パーセント、21年度が50パーセントという資源化率の高いハードルがあるのです。そういうハードルを考えると、いきなり19年というふうにはならなくて、ある程度前倒ししてしなければならないと考えた中での話となります。

若見委員

800トンを超えるごみが12年度から14年度にかけて増えてきているという話がありましたが、どうして増えてきているのかという分析をされていたら教えてください。

(環境) 間淵主幹

市民から私どもに来ていた意見の中に、小樽市と進めてございますリサイクルにつきまして、私はごみの減量に非常に協力している。ところが、協力していないで、何でもごみで出してしまうというのがありまして、リサイクル、減量に取り組むという市民意識の欠如も、ごみが増えてきている原因の一つではないかと考えてございます。

若見委員

確かにそれもあるのかと思いますが、私もごみを出す一市民ではありますが、どうせ分別をしても何をしても、資源ごみと不燃ごみ、可燃ごみというのは、また、違いますけれども、燃えるごみ、燃えないごみを分けても、同じところに行ってしまう、行き先は一つだということで、やはり市民がやる気を失うというのか、その辺で行政が市民ニーズに今こたえきれていないという現状が、確かにあるのではないかなと思います。

市長は予算特別委員会で、ごみを減量するためには、資源物の回収をたくさんしなければならぬと話されています。それで、資源物を回収するには経費がかかる、だから有料化を市民に理解をしてほしいという趣旨の話だったと思うのですが、今後、リサイクルセンター、リサイクルプラザを大きな規模にしていくわけですから、いずれにしても資源ごみはこれまで以上に回収されて、ごみの減量が進むことは明らかではないかと考えます。この表が

ら資源物回収量と可燃ごみ、不燃ごみの差を見てみると、平成19年度の目標数値との差というところで、残りおよそ3,000トンという数が出てくるかなと思うのです。ごみの有料化は、この3,000トンがまず対象に考えられているのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

ただいまご指摘がありましたとおり、確かに8,779トンという減量の中には、5,800トンという今の資源化849トンからすれば、約7倍の資源化量、そして残り2,900トンが通常のごみの減量でありますけれども、おっしゃるとおり、排出抑制、発生抑制の表れとして、減量を目指していかなければならないところがございますけれども、689.6パーセントを目標とするならば、先ほどの市民の意見にもありましたとおり、リサイクルとそれから通常出すごみとの間に何ら差がなければ、リサイクルするのではなくごみとして出されてしまう、そういう中では私どもとしては、5,855トンはなかなか難しい目標数値として考えてございます。そういう中では、資源物は無料、そして残ったごみについては有料という手だてが減量施策として有効なものとしての考え方であることを審議会に報告いたします。

若見委員

予算特別委員会と重なる部分があるかもしれませんが、平成11年度から12年度にかけて有料化しなくても、資源ごみの収集量は大きく増えているのではないかと思います。平成12年度実績が可燃ごみ、不燃ごみ合わせても、およそ8,000トンの減量に成功されているのではないかなと思います。この数値を見て、有料化に頼らなくてもごみが減量できるのではないかと考えますが、この点についてお考えを聞かせてください。

(環境) 廃棄物対策課長

平成12年4月から家庭系のごみについては、透明、半透明の袋にいたしました。そのことによって、市民の方に適正なごみの分別が周知されまして、そのことによって資源物とごみの量がきちんと分けられ、さらに平成12年の7月ですけれども、それまでモデル地区だけで収集しておりました資源物を全市に拡大したことによる影響によるものと、それから、そういう市としての施策を取り上げたことに対して、市民のリサイクルの意識といいますか、発生抑制、例えばごみ袋を減らすとか、発生したごみに対して再利用するというような動きが出た結果だと考えております。

若見委員

今、必要なのは有料化で排出抑制をかけることではなくて、大切なのは初めのごみの分別、市民がごみを出す際のその分別ではないかなと思うのです。市民に今まで単なるごみとされていたものを、生活に役立つ資源として再認識していただくということが、まず第一に大切な取組ではないかなと思うのです。そのためにも、平成12年度にごみ袋の透明化を一步として取り組まれたのではないかなと思うのですが、これらの取組をさらに追求する努力もしないで、有料化を市民に打ち出すということは、初めから市民に余計な負担をかけることにならないかということで、お考えを聞かせてください。

(環境) 廃棄物対策課長

市民に負担をさせるという話ですけれども、実際、市としてはいろいろな取組をしてきております。その辺の話をさせていただきたいと思います。

最初に、資源物の収集、それから14年4月からは新たに蛍光灯、電球を資源物として追加しております。あとのほかに、集団資源回収、町内会等で資源物の回収を積極的にされているということに対しまして、市では補助金を交付したり、リサイクルの回収業者にも助成金を交付しております。そのほかには、再使用ということで、フリーマーケットの団体にも助成しております。それから、今年の1月からエコショップ認定制度というのを立ち上げました。これは事業者・市民・行政の三者が一体になって、例えばごみ袋を少なくするですとか、詰め替え商品を買うとか、そういう環境に優しい積極的に取り組んでいる店を認定しまして、市民に知らせて、利用していただくという制度も立ち上げながら、ごみの減量に努めております。また、大型店などは事業所の役割といたしまして、

紙バックやトレイの自主回収箱を設置するなど、事業者も頑張っております。それから地球温暖化対策の関係で、環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議の中でもリサイクルに関するパンフレットにより市民に啓発する活動をしております。以上のように、市の方でも何らかの施策、毎年一つずつでも少ないごみの量でもいいですけども、一つずつ追加していくような施策を続けてきたのですけれども、そういう中では、市民に負担をかけるのではなく、行政としても、市のできる範囲内で資源物の収集の拡大、回数の増加などをしながら、そして、先ほども説明いたしましたけれども、14年度の資源物の収集実績849トンが潜在量に対して18.2パーセントしかないという、今の市民の協力度のままで行きますと、市の考え方としては恐らくそんなに上がらないのではないかと。そういう中で有料化もそういう意識が芽生えて、今まで適当にしていたごみの分別をきちんと区分して、資源物は資源物に出されるのではないかと、そういう形の併用策としての有料化と考えております。

若見委員

今、いろいろな対策に取り組みられてきたということを紹介されましたけれども、富良野市での取組では15年もかけて、最初、数分別から、今、20を超える分別に取り組みられているようですけれども、これだけ長い期間をかけてごみの減量に対して本当に市民が一緒になって検討されてきた自治体もある中、今もう押し迫ってきたから、時間がないから、お金もかかるからといって、追いつかなかった部分を有料化によって市民に何とか理解をしていただくというのは、どうも考えが理解できない、わからないところがあるのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

ただいまの若見委員のご質問につきましては、一般市民の声もあるかと思しますので、廃棄物減量等推進審議会の中で、有効な施策について検討いただきながら、また、有料化についての検討もあわせて行うということで、審議会の中でのご意見や市民のご意見等もこれから参考にしてみたいと思います。

若見委員

市長は、市のホームページの中でも、議案第25号小樽市廃棄物減量等推進審議会、これについては家庭ごみの減量化の施策、方策としての有料化を審議してもらおうとはっきりと記者会見でも述べたとあります。徹底した分別や資源ごみの収集をしたら、さらにごみは減るということを何度も繰り返して話してきましたが、先ほど示したおよそ3,000トンはどう解消していくのか、しっかり審議するのが本来あるべき姿で、有料化を審議してもらおうというものではないと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご指摘につきましては、市長のホームページにまとめた言葉から受けますと、そのようにとらえられたかとは思いますが、市長の本心といたしましては、減量化推進施策を第一といたしまして、その中に有料化についてもという、このような思いでの記者会見でございました。私どもも同席いたしておりますけれども、全般通じてはそのような説明で終始してございまして、部分を見ますと、有料化についてという発言が載っておりますので、このようにとられたかとは思いますが、全般を通しては減量化施策を中心としてという流れの記者会見の内容でございます。

環境部次長

今のホームページの話ですけども、それは共産党の古沢議員の質問に対する市長の答弁で、「家庭ごみ減量化推進とための有効な施策の一つとしての有料化について諮問することを考えております」と答えておりますけれども、その趣旨をホームページで載せたものです。このホームページの書き方として、家庭ごみの減量化施策、ここで1回切って、方策としてうんぬんとなっていますから、読みようによってはそういうふうにとれるかもしれませんが、本会議で市長が答弁したとおり、市長の考え方あるいは市の方針も議会の方に示しておりますけれども、家庭ごみの減量化推進とための方策の一つの意味で、有料化について市は考えているのだけれども、そ

の適否について審議していただきたいというのが真意でした。

委員長

委員長からちょっと伺いますけれども、ホームページを訂正するのですか。普通、市民は、ホームページを見て市長の考えを理解するのです。あなたのような解説がないから、だから、今の答弁では私も納得できないのですけれども。

環境部次長

これにつきましては、企画部の方に話をいたします。確かに、この前もそういうような話がありましたけれども、我々は話を聞いているものですから、その文書を見て、そういうふうに理解しましたけれども、そういうとり方もあるとすれば、企画部の方に申入れをしておきます。

若見委員

ぜひ、相談してほしいと思います。ホームページでは、私はやはり、今話したように受け取ったので、これについてそういう趣旨ではないというのであれば、そのように対応をし、答えをまたいただきたいと思います。

いずれにしても、ごみの減量のために家庭ごみを有料化するのではなくて、財政が苦しいから財源を生み出すための有料化なのではないかと私は考えます。その点について、お答えをいただきたいと思います。赤字再建団体に陥らないための受益者負担の大半を占めることになるのではないかと、その点についてもお答えください。

環境部次長

まず、先ほども若見委員からもお話がありましたけれども、今、小樽市のごみ処理の仕方が市民から、いろいろと指摘を受けております。先ほどの話もありましたように、分別をしても最終的には処分場に入るのではないかと、この話があります。処分場も限られていて、容量が足りないわけですから、今のような形のままでも何でも埋立てをしていいということにはならないわけで、また、さらには減量化ということは大きな観点からいいますと、地球環境に負荷を与えないということになりますけれども、現実的な面で見ますと、やはりあれだけのお金をかけてつくった処分場を何とか長もちさせなければならない。また、市民の方から言わせますと、燃やさないごみの中にも資源物がたくさんあるのではないかと。他の都市で見ると、資源物として扱われているものが、小樽市の場合には燃えるごみとして分別されているというような批判もあります。そういったこともありますから、まず、ごみを減量化させなければならない。減量化するためには、今、小樽市のごみの中には資源物、市が収集している資源物は別にしまして、それ以外の資源物と言われるものがかなり入っている。それで、これら进行处理するためにはやはり経費もかかる。その経費を何とかして生み出すことができれば、まず、ごみの減量化もできるということなのですけれども、ただ、そのときにいくらお金がかかるから、いくら手数料としていただきましょうという発想ではないわけで、資源物をごみと分ける、その動機づけができるような金額でやっていけたらいいなど。そこで、資源物がまず、ごみから完全に分離されれば、恐らく今出ているごみの3割以上、約4割ぐらいが減量になるのではないだろうか。それが、資源物に回っていく。そうすることによって、焼却施設の規模も、不必要な大きさは要らなくなるわけですし、埋立処分場も長もちすることになる。

とにかく、市民の方から市に今までかなりいろいろな申入れやご提言があります。その一つが資源物の再利用あるいは再生利用ということなものですから、これを早めてやらなければならない。急いでやらなければならない。そのためには、ごみの有料化が一つの有効な手段になるのではないだろうかということを考えまして、この点についてごみの減量化の一つの方策として有料化についてどうなのかということ、審議会で諮っていききたいということです。

若見委員

この問題をめぐっては、ごみの中に資源物がまだ相当な量があるから、市民の皆さんには有料化を理解してもらいたい。あるいは、例えば悪いですが、子どもにお小遣いを上げるからお手伝いをしなさい、そんなふうな

発想と似ているのではないかなというふうに考えて、どう理解していいのかわからないのです。もう少し説明をお願いします。

環境部次長

今の家庭ごみの有料化が子どもに小遣いを上げるのと似ているというお話が、ちょっと理解できません。要するに、賞罰という意味だとすれば、そういうことを考えているわけではなくて、ごみをリサイクルしようとしても、今の4品目以外にもっと倍以上に増やさなければならぬのではないだろうか。どの辺までできるかにつきまして、今後の検討になりますけれども、それをやるとすれば、例えば廃プラスチックの関係でいきますと、収集・運搬、これを新聞紙や雑誌と同じように集めるわけにはいかないわけです、処理する場所が違いますから。そうしますと、資源物で出てきた紙あるいは廃プラスチック、瓶、缶、こういったものをそれぞれ収集しなければならないわけです。一緒くたにして集めていきますと、どこかでそれを全部開けて選別しなければなりませんから、そのあたりで収集運搬費用もかかる。さらに、先ほども答弁しておりますけれども、廃プラスチックの処分は市の方ではできません。それで、民間施設には、今、まだ余力があるものですから、そちらを使わせてもらうことによって処分していきたい。そうしますと、処分するための委託料もかかる。そういったものを今やろうとすれば、今の財政状況の中ではなかなか難しいけれども、先ほど申し上げましたように、まず今、ごみを減量化しなければならないということから、その財源にも充てていきたいということはあると思います。ですから、そういうふうに、小遣いを上げるから何かをなささいというのは理解ができないので、答弁が食い違っているかもしれませんが、そういうことです。

若見委員

たいへん例えがぶっきらぼうで、子どもに失礼な例えをしてしまいました。

資源物回収には、予算特別委員会の中でも、1億円の事業費を見込んでいるというような話がありました。そして、函館市や室蘭市などを参考にしながら、有料化と歳入の見込みが3億5,000万円になるというような話だったのですが、この差額の2億円は厳しい財政だから財源を生み出すそのものにはならないかということですが、その辺はいかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

予算特別委員会でもお答えいたしましたけれども、他都市の例を当てはめ、人口1人当たり2,200円ですとか、2,400円ということになりますと、当市は14万7,000人ということからいくと、この数字を当てはめただけでいけば3億円ないしは3億円を超えるという話をしたところでございます。ただし、それは資源化の方法、ごみの集め方等々、その施策によってもこのラインは変わってくる。そういうこと的前提に立ちまして、一つには資源化費は確かに1億円を超えるのではないかと。そうすれば、残りの費用は全部一般財源となるのかというご質問ですが、そうではなくて、まず有料袋でございますので、この作成費用に相当お金がかかる。それから、その手数料を徴収するためには、一般のコンビニ、商店等に委託のお願いをいたしますので、その委託料、それらを運搬する等の費用、そのほかに市民サービスの向上施策等々費用がかかる、それから初年度におきましては、広報活動等又はしおり等で詳細なものをつくる等々考えますと、資源化費用のほかにそれらのけっこうな費用が予想されるところでございます。

若見委員

参考なのでしょうけれども、この差額2億円というのが私は、どうも気になって、どこからどう考えても理にかなわないものだなと思っています。ごみの減量の問題は本当に文字どおり市民との協働によって取り組まれるということを繰り返しお願いをして、いずれにしても堂々めぐりになるようなところもあるかと思っておりますので、この質問については終わらせていただきます。

環境部長

若見委員のお話で、ちょっと私、今、気になったので、2億円という言葉が、ひとり歩きされても困るということで、あえて説明いたしますけれども、確かに前回の共産党に対する今回の方針について、私の方では、今、超概算でさらにどれくらいになるかわからないけれども、額がしれないけれども、例えば廃プラスチックなどもそういう資源物の収集で大変なお金がかかるだろう。どのくらいかかるのだろうということで、私は約1億円くらいだろうと答えたと思います。しかし、そのときにあわせて、先ほど間瀬主幹からも言いましたけれども、皆さん方にお配りする袋の作成費あるいはまた、その販売店に対する委託費だとか、そんなことを言いますと、これも今ざっくばらんに言いますが、函館市を例にとりますと、これでもやはり1億円以上のお金がかかるのではないかと考えております。そのほかに、さらにこれから審議会の中で審議されるその要望で、祝日収集の問題だとか、あるいは冬期収集困難地域へのいろいろな対応の強化あるいは不法投棄に対する対策だとか、恐らくさまざまな経費が今後かかってくるのだろうと考えております。ですから、今の段階で、やれ2億円が余るだとか、1億円出るだとか、そういう議論ではないと思います。それはこれから審議会の中でいろいろな委員の皆さん方の意見あるいはまた、市民の皆さん方の声も聞きながら、そういう財源を基にして、ごみの減量であるとか、市民サービスの向上施策というものに充てていきたいというのが、それがまさに行政の姿勢です。

しかし一方で、こういったものを全く有料化しないでやるといっても、今こんなに厳しい財政状況にあるということですから、減量、それから市民サービス向上につなげたいということで、予算特別委員会でも市長が、また私もこういった話を何回もし、そういった一面もあるのですよと、こういったことをお伝えしておりますので、その点よろしくご理解願いたいと思います。

若見委員

数字でいうと2億円のところですが、誤解のないよう詳細に説明していただきまして受け止めましたので、どうもありがとうございました。

さわやか運河健診について

次の質問に移りますが、失業者が、今、本当に多い中、市民がいつまでも元気に働くことができ、だれもが健康で暮らせる地域の実現を目指していく、その中で行政のかかわりをいっそう充実させていく、こんな立場から保健所に質問をさせていただきます。

さわやか運河健診の受診率が23.9パーセントほど減少しているとのことでしたが、受診率の減少の理由は何とお考えでしょうか。

(保健所)保健課長

さわやか運河健診についてでございますけれども、本年4月から8月までの5か月間、受診率の合計を前年の同期と比較いたしますと、委員がご指摘のとおり23.9パーセント減少となっております。この理由についてでございますけれども、今年度より健診費用の一部を受益者負担としたということが大きいかなと考えてございます。ただ、昨年、有料化を検討する段階でございますけれども、他市の状況もいろいろ調査してございますが、導入直後というのは、一たん下がることがあると。ただ、長いスパンで見ると、それほど落ちていないというような結果がございますので、これらの影響につきましては、だいたい1年くらい見ていく必要があるのではないかなと考えてございます。

若見委員

私も有料化の影響は、本当に避けられない問題だなと考えています。例えば、国民健康保険証を取り上げられてしまった方は、特に自分の健康を管理する大切な機会だったのではないかなと考えます。

さて、さわやか運河健診は、老人保健上の基本健診です。受診後の対応が充実してこそ、市民みずからの健康についての関心を高めることができると考えます。市民に保健所のさわやか運河健診の受診を促す取組と受診後の対応について、流れを含めて教えてください。

(保健所)保健課長

まず、受診を促す取組についてでございますけれども、広報おたるで毎月呼びかけをしてございます。そのほかに、5月1日号の広報おたるの折り込みチラシ、これも各戸に入れまして周知を図っております。また、保健師が健康教育ということで地域に入る機会が多々ございますけれども、その際にもPRに努めると。さらには、各町内会には健康推進員という制度がございまして、それぞれ地域での受診の勧奨というものに取り組んでいただいている状況でございます。

それから、もう一点は、受診後の対応ということでございますけれども、保健所で受診された方につきましては、だいたい2週間ぐらい後にその結果を郵送してございます。その中で結果が異常なしと判定された方以外につきましては、健康相談を受けるようにお勧めしております。また、精密検査を必要とする方、要受診者と呼んでおりますけれども、この方々には病院への紹介状も同封いたしまして、医療機関へ行ってくださいということで受診を勧めてございます。さらに、血液検査で、これはすぐ出るのでございますけれども、高値以上の方、高い異常値の出た方につきましては、早々に電話いたしまして、早急に医療機関で受診していただきたいということで勧めてございます。

若見委員

要受診の方はもちろんですが、成人病予防の観点からすると、指導を要する経過観察といいますが、そのように診断された方への働きかけが本当に重要だと思います。そして、保健所がこのような流れの中で取り組まれているということがわかりました。

そこで、さわやか運河健診の受診後の対応についてですけれども、機械的な働きかけだけではない取組の話が今ありましたが、例えば、何かの事情で受診できず困っている市民、健康に対して不安を持っているような市民に、アンテナを高くして積極的にこちらからアプローチしていく機会ができるのかなと思っておりますが、これらの取組の中で、気になる市民に対しての保健師の訪問など、そのようなお考えはいかがでしょうか。

(保健所)保健課長

受診後のフォローということで何点かございますけれども、保健所におきまして要受診者につきましては、リストを作成いたしまして、病院から送られてきます連絡表というものをつけ合わせしまして、要受診者かどうかというものを用意してございます。ただ、2か月たっても受けていないという方につきましては、封書を送りまして、受けてはどうかということでお勧めしているわけでございます。通常年ですと、だいたい60パーセントから70パーセントの方がその精密検査を受けているという状況であります。それでも、なお受けないという方につきましては、以前ですが、2回目の手紙を送ったり、電話で催促したりというようなことがございますけれども、あまり効果がなかったということで現在はやってございません。受けないという方につきましては、自覚症状もなくてそういう必要がないという方が多々ございまして、本人の病気に対する認識の問題ということでもございますので、保健所としましては、引き続き早期発見・早期治療ということで、相当やっておりますので、いいかなと思ってございます。

若見委員

私も実際医療機関で、同様の方法で慢性疾患患者に対する病院の受診につながらない方の対応をしてきました。対策の戻りは10パーセントを超えて、数か月たって、かかりつけの病院に戻ってきて検査を受けていただけたというような、そんな経験もあります。この取組が、けっきょく急性疾患が慢性疾患に移行することを予防することにつながって、時間外や救急にならない前に何らかの対策をとれる方向に医療機関として進むことができたという貴重な経験があります。小樽市の第一線でのさわやか運河健診の予防活動というところで、小樽市は、今、救急医療の充実を目指して取り組まれているところですが、救急が発生した手だての充実ありきではなくて、救急を予防して、病気の予防、果ては健康の維持に大きな役割を今後も担っていただきたいということをお願いいたします。

そして、もう一つのさわやか運河健診に関連しての話ですが、医療機関で、今、早朝健診というものが行われて

おりますが、本当に労働者は喜んでいる取組です。医療機関に保健師を直接派遣して、その場所で仕事をされているような労働者に対して、健康相談をされるような取組はいかがと考えますが、どうでしょうか。

(保健所) 藤井主幹

若見委員のご意見のとおり、普通健康相談というのは、基本健診の中の保健事業と同じように自分自身の健康を知るという政策的な事業だととらえております。また、保健事業の中でも非常に重要な業務と考えております。健康相談に関してですけれども、実は今年4月から外に出るといふか、街角健康相談という体制で、実際に市内4か所で開始いたしましたけれども、所外という日常生活の場で手軽にという相談の体制が少しずつ定着してきたかなと思っております。地区によって数名から40数名の利用者の差はありますけれども、まずその推移を見ながら、今後、健康相談等、保健事業の在り方を考えていきたいと思っております。

若見委員

保健師が本当に頑張られているということ、私も仕事柄、保健師とかかわる機会もあってわかってきたのですが、もう一つ、市民にとって身近な存在としてあっても、なかなか相談しにくいのがこういう行政との関係ではないかなと思います。押しつけるわけにはいかないのですが、保健所の顔とも言える保健師がどんな活動をされているか、市民にとってはわかりにくいものではないかなと思います。しかし、保健師は、ほかの職種にない視点を持っておられて、元気に活動されていると思いますが、そこで保健所便りを発行して保健師活動をPRできたかどうかと思いますが、その提案についてはいかがでしょうか。

(保健所) 保健課長

保健師活動のPRということでございますけれども、委員ご指摘のとおり、保健師というのは、保健所のさまざまな分野で保健事業に携わってございまして、幅広く市民の健康相談を担っているわけでございます。市民向けにはこれまでいろいろな広報やチラシを通しまして、事業、イベント、こういったものをお知らせしているわけでございますけれども、昨年の秋でございますが、地域の民生委員や各町内会の回覧板を通して、保健師の活動の周知を図ったところでございます。今後につきましても機会をとらえまして、ホームページなども活用しまして、保健師活動を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

若見委員

保健師業務に従事されている方たちが、本当に元気に今後も市民の健康を守る仕事を続けてほしいと思います。どうか、このできれば定期的な保健所便り等々、現場で働く皆さんとじゅうぶん検討していただきたいなということをお願いして、保健所に対しての質問を終わります。

特別養護老人ホームの待機者について

福祉にかかわってですが、特別養護老人ホームは待機者が750人という数字が、今、出ております。介護を必要とされている方が在宅で267名待機されているという数字もあるのですが、行政の役割として介護度の高い在宅待機者へのかかわりというのがあれば教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

特別養護老人ホームの待機者への行政のかかわりについてですが、まず、待機者が増えている理由としまして、全国的に言われている部分が直接施設に入所の申込みができるようになったことによって、受付窓口が広まって、申込みしやすくなったと。それと、介護保険制度になったことによりまして、利用者の意識が変わる。また、待機者が増えていると報道されていることによりまして、先を心配して早目に申込みをする人が増えた、このようなことが取り上げられております。それで、小樽市におきましても、例えば特養から聞いた話なのですが、入れますよと、そのような連絡をしたら、まだいいですからと、そのような方もいらっしゃる。そのような状況につきまして、本市も同じような状況なのかなと考えております。このようなことから、国におきましては、特別養護老人ホームにつきまして、これまで受付順に入所を決定する制度であったのですが、昨年の8月に介護の必要の程度、

家族の状況、このようなものを考慮しまして、サービスを受ける必要性の高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる法令の改正がございました。これを受けまして、本市に三つ、特別養護老人ホームがあるわけですが、それぞれ入所に当たっての透明性や公平性を確保するために、入所優先度判定委員会を本年の4月に設置いたしまして、3か月ごとに開催しております。その中に、委員の一人としまして、介護保険課の職員も出席しております。

また、介護保険制度につきましては、ケアマネジャーが利用者とサービス事業者の間に入りまして、いろいろと調整を行いながら、サービスを利用するようなくみになっておりまして、介護保険施設の入所に当たりまして、利用希望者が希望施設に直接申込みを行いまして、入所が決定したら、利用者とサービス事業者が契約をして、実際のサービスを利用することになっておりますが、市も保険者としての立場があり、サービス基盤の整備を図る必要がありますので、利用希望者や需要の動向を見極めながら、これまでも関係事業者に働きかけ、利用希望者を受け入れるための基盤整備を進めてきております。

在宅で、待機されている方は、一般的に訪問介護や通所介護などの居宅サービスを利用して入所を待っていると考えておりますが、この間に、緊急に何らかの施設入所が必要となったときは、療養型の医療施設や老人保健施設などの入所あるいはグループホーム、ショートステイの利用など、総合的に検討して対応しているケースもございます。先ほどもお答えしましたが、介護保険スタート後は、ケアマネジャーが一般的に中心となっておりますが、相談や連絡が直接市の窓口に入るケースや、ケアマネジャーを通じまして市の方に連絡が入る場合など、いろいろなケースがありますので、今後とも施設やケアマネジャーと連携を密にして対応してまいりたいと考えてございます。

若見委員

市長も話されておりましたが、何かを支給する福祉から選択する福祉へと、今、社会保障の制度自体が変革してきたと私も実感しています。介護保険制度や支援費制度等々、市町村の役割を本当に確保しながらも、利用者と事業者が直接契約を結ぶ方向で、今、改革が進んできているのかなというふうに思います。そうはいつでも、だからこそなのか、今以上に小樽市の責任や果たさなければいけない役割の明確さというのが求められているのではないかなと考えております。そこがはっきりしてこない限り、市民の創意工夫、そして知恵や汗といっても、行政の役割が明確でなければ、市民側からすると福祉の後退という言葉になったり、あるいは裏切られたというような感情が込み上げてきてしまうことになるのかなと思います。

私も、この連携といいますか、事業者と利用者の直接契約という点では、果たさなければいけない役割はほかにどんなことがあるのか、今後も一生懸命考えていきたいと思っております。詳しい具体的なお答えをいただきまして、ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

ふれあいパス等の問題について

現在、小樽市のふれあいパスの交付規則によって、老人の方々に無料のバス乗車証が交付されて使われておりますけれども、交付されている方々の、ここ何年かの状況は増えてきているのか、又は減っているのでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

平成12年度から人数を説明させていただきます。平成12年度で2万433人、13年度で2万1,357人、平成14年度で2万1,079人ということで、これはふれあいパスとJR乗車券が入っておりますけれども、過去何年かを見ましても、高齢者が増加しておりますので、これに伴って交付者数も増えてきているという状況になってございます。

吹田委員

ふれあいパスにつきましては、少し見直しをという話も、今、出ているようでございますけれども、基本的には老人の人数が増えておりますから、それを計算したら利用されている方々が単純に増えたという感じではないかと思っておりますけれども、約2万2,000人弱の方が利用されているということで、たいへん利用している機会が多いのかなと見ております。いろいろと今までは協議の中でも中央バスでは、今、老人が使っているものについては費用的には10億円程度を使っているという中で、小樽市では利用者の数を計算して払っているのではないという話を聞いたのですけれども、この算出方法につきましては、現在、2億1,000万円ほどですけれども、この基本的な算出につきまして、お聞きしたいと思います。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

ふれあいパス制度は、平成9年度から始まっておりまして、それ以前はバスの回数券という方法で皆さんに交付していた状況であります。そういったことから、そのときに支払っていた額等を参考に、平成9年度で1億3,500万円の予算計上をしまして、それ以降はふれあいパスによる利用状況等を勘案しまして、バス事業者と契約しております。やはり年々高齢者が増加しておりますので、それらの状況を勘案しまして、平成11年度に1億8,000万円、それから平成13年度に2億円ということで、ほぼ2年ごとに見直しをしながら、バス事業者と契約をしてきたところであります。

吹田委員

中央バスの方も、今おっしゃったような10億円というような、老人の方々の利用がある関係で、たいへんバスが込み合っているというようなこともちょっと話が出るのですけれども、ただ、その辺、交渉の中では、そういうことであれば当然、例えばその時間帯の便数を増やすとか、そういう何か対応があると思うのです。そのようなことは中央バスの方でされておられたのかなという感じなのですけれども、この辺につきまして、市ではどのようにとらえているのですか。

福祉部長

ふれあいパスの関係でございますけれども、先ほど課長から説明いたしましたように、利用状況がこのぐらいだろうということで推計をしまして、1億3,500万円ということでスタートしたわけでございます。その後の状況で、中央バスでも調査しておりますけれども、私どもも調査して推計しまして、一昨年の調査だと思っておりますけれども、使っている方、使っていない方をならしまして、市の調査でも1人当たり年間約277回。そうしますと、通常1回200円ですので、10億円を超える金額になってございます。中央バスでも独自にやっている金額で、だいたいほぼ同じような数字になってございまして、そんな関係から当初考えているより相当利用状況、それから人数も毎年増えてきているという形の中で、中央バスも、事業者として利用実態に合った負担を市にお願いしたいと、こういうバス事業者の主張でございます。それに対して、市は約2億円の負担でございますので、したがって、5分の1以下という状況になってございます。そんなこともございまして、何らかのこのかい離を解消していただきたい。例えば、それであればプリペイドカードではどうなのでしょうかとこの話も向こうはしてきている状況にございます。したがって、どこで利用しているかということは別にいたしまして、あくまでもこのかい離をお願いしたいというのが主張でございまして、私どもはそれを何とか従来の中でという部分もございまして、ただ、財政状況もございまして、そういう中で、今時点もお互い協議を続けているという状況でございます。

吹田委員

少し気になる部分があるのですけれども、今まで議会の中でも話があったと思うのですけれども、老人の方々がバスに乗って乗車証を提示しておりようかと思っても、バスの運転手さんは全然そちらを見ないということがよくあるということでございまして、そういう中で、老人の方々は、実際に10億円かかっていますよと。これは、恐らく全員から聞いて数字を出したものでない、いわゆる統計的な数字で出されていると思います。そのようなところがどのように感じているかというのは、ちょっと私の方でも分かりませんが、ふれあいパスは、人に譲渡し

ただだめだよという話もあるけど、ただ、市民の皆さんからは、何か違う人が使っていますよというような話もあるわけですね。そういうところをやはりきちんとして、市民の皆さんは10億円かかっているのに2億円だったら、それは無理があるかなというのは普通は理解されますし、若干負担してもやむをえないのではないかと話を聞こう耳にすると、これは必要であるとか、また関係者が使っていて使っていないよと言われても、どうも理解できないというような話もよく出ていて、この辺も今後、ふれあいパスを続けていくかどうか、又はそういういろいろな検討がされると思いますけれども、この段階ではやはり使う対象者がきちんと使うのだという形ができるように、また、だれかがチェックするのだと。先ほど言ったように、何が問題かというのと、乗っている人、利用している側は、中央バスには乗ってありがとうございますというイメージがないということです。金払わないのだから、そのままどうぞという感じみたいなもので、こういう感じのやり方をしている。たいへん中央バスに失礼な話かもしれませんが、そういう感じの部分があって、少し市民感情的にもそのようなところがちょっとうまくみ合っていないということがございます。

ふれあいパスについては、今言っていることとつながるのですが、私としては、老人がこれからずっと元気でうちにいられて、生活できるような環境づくりをどうするかという問題が、すごく大事だと思っています。バスに乗るにしても普通よりも安く乗れるのだとか、ただで乗れるのだというから、気軽に出かけるという場合もあります。老人の方々と、今日も話していましたが、奥さんが65歳になったら介護保険も何もと、年間に健康保険が40万円以上も払わなければならない、もう大変なのですよという話をしていました。だから、そういう意味では、ちょっとでも心にゆとりある活動ができるようなシステムをつくっていかないとだめかなと思います。こういうものについてもバス料金がかからないから、一生懸命出かけようかという感じで出かけている。出かけて歩くということは物すごく健康に大事なのです。それが結果的には、健康保険や介護保険の関係にも、大きく影響するだろうと思います。

その辺の部分についていろいろな検討を重ねていくと思われそうですが、老人の皆さんは来春になったらもらえるのだと楽しみにしている方もたくさんいらっしゃいますから、これを残していただく方策を考えていただきたいなと思います。これについては要望です。ただ、言えることは、ごく少数の対象でない方が使っていることを、今後、どのように解決していくか、何か検討されていることとか、取り組むことがあれば、お聞きしたいと思います。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

今の、吹田委員のお話ですけれども、バス事業者からも、例えばバスに写真を張ったらどうだというような要望もあります。私どもも、そういった不正防止の観点からは一つの方法かなとは考えておりますけれども、ふれあいパスを4月に大部分の方に一斉交付しているという状況があります。そういった中で、経費の面とか、やはり写真であれば事前に全員の写真を準備しなければならないとかということで、事務量的にも非常に膨大になるものですから、一つの方法と考えつつも、なかなか取り組めないという状況になってございます。ただ、今、吹田委員からそういった状況があるのではないのかということ踏まえまして、今後、また、事務事業の見直しの中で、じゅうぶんその辺も検討してまいりたいと考えております。

吹田委員

それに関連してはしないのですが、はり・きゅうマッサージ等施術費助成もございます。これにつきましても、こちらの方は特になのですけれども、対象でない方にお渡しして、そして使う。問題は、持って行ったところの受ける側の方がいいですよとやっているということがございまして、何かこれについてもきちんとして、やはりそういうものがありながら、金額が減る。そのうちに、住民の皆さんはなくなるかもしれないなんて心配しているところがあるのです。だから、こういうものにつきましても、やはり対象になる方がきちんと使う方法につきまして、何かお考えになっていることがありましたら。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

今のあんま、はり・きゅう、マッサージの件でございますけれども、これにつきましても、私どもの方としましては、全般的には適切に使われているのではないかという考えもございませぬけれども、委員がご指摘のような状況、それらを踏まえまして、もう少し事務事業の見直しの中で検討してまいりたいと思います。

吹田委員

待機児の解消の問題について

待機児の解消の問題につきまして、先日の市長の話では、待機児の収容の関係で国が規制緩和したいと。幼稚園の関係もという話がございましたけれども、これにつきまして担当の部署では少しその辺のところを一步進んだ検討をされているのかどうか。

(福祉) 児童家庭課長

まず最初に、規制緩和の関係なのですけれども、結論から申し上げますと、まだ現状として幼保一元化の規制緩和にはなっておりません。ただ、現状で特区との関係でいいますと、全国で七か所がこの幼保一元にかかわる部分での特区の認可になっております。今、幼稚園は満3歳到達時から入園できるということになっているのですけれども、七つの特区のうちの五つは満3歳の年度の当初から入れるという特区でありまして、直接的に保育所との関連はなく、残りの二つにつきましても、それぞれ統一してというのではなくて、幼稚園は幼稚園の学校教育を、保育所は保育所の児童福祉法の枠の中で共同しての保育ができるという、そういった内容でありまして、現状ではまだなかなか規制緩和になっているとは考えておりません。ただ、この間、市長から申し上げておりますのは、一方では保育所が待機児童が出ているという現状、もう一方で幼稚園では、ここ数年、充足率が落ちてきているという中で、幼稚園もいろいろ努力をして延長保育等も実施をしておりますので、そういった条件の中で、多少いわゆる保育に欠けるという部分についても幼稚園での補完ができないものかと、そういったことでの今後の検討課題だと考えております。

吹田委員

この待機児の解消の関係で、現在、小樽市の公立、民間を含めて、定員内に入っていますけれども、この数字的なものは直近ではどのくらいですか。

(福祉) 児童家庭課長

これは、なかなか難しいと言ったらおかしいのですけれども、全体では定員の枠内であっても、歳児別の部分で崩れているという言い方は適当ではないのですけれども、歳児別の部分ではたくさん入れているというような実態もあります。定員全体の部分で見ますと、今、定員に至っていない保育所は3保育所だけです。

吹田委員

今、民間の方がたしか115パーセントを超えている程度で、公立が平均100パーセントちょっと超えている程度かな。今、国では、定員内に入る自体がいいとは言いきれないのですけれども、ただ建物を簡単に大きくはできませんので、その範囲の中で収容できるものということで、4月の段階で15パーセント、また、5月以降で何ぼということ、10月になりましたら25パーセントを超えて収容できればいいですよという感じになったのです。今の状況を見ましたら、民間ではもうだいたい無理なところが出ていますから、公立の方で少しでも各施設が、例えばあと5パーセントでも何パーセントでも入れましたら、今の待機児がもう少し緩和されるのかなと思うのですけれども、公立の方でそういう対応をできないのかと思うのですが、この辺のところはいかがでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

これは、公立はもちろんですが、現状での民間も含めてですけれども、臨時保育士を採用しながら待機児等の解消に向けて、それぞれ公立も努力しておりますし、民間についても努力をしていただいているという状況であります。

福祉部次長

委員から先ほど民間の場合は115パーセントを超えて、公立が100パーセントをちょっと超えているぐらいという話があったのですが、確かに現状ではそのとおりだと思うのです。ただ、あくまでも、今、保育所は本人の選択制ですので、公立についても枠外入所ということで対応しておりますので、当然現状ではやはり設置場所とか、そういうことで民間の方に申込みが多いという現実があるのだらうということです。決して公立の方が枠外入所をしていないということではなくて、それなりに努力しているのは事実でございます。

吹田委員

今入っている方は、そういうものの福祉を受けているのだと。入れない方はゼロだという現状でございますので、この辺につきましては、福祉部を中心にいろいろとこれからのことにつきまして、検討いただきたいと思えます。

インフルエンザについて

去年からSARSの問題が発生しまして、今年もこのSARSとインフルエンザが同時流行した場合、どうなるのかというような話が新聞紙上なり、いろいろなところで出ておりますけれども、保健所で今インフルエンザにつきまして、皆さんへの周知活動なり予防措置につきまして、何を行っているかお聞きしたいと思います。

(保健所)保健課長

インフルエンザにつきましては、予防接種法によりまして、65歳以上の高齢者あるいは60歳からの65歳までの障害者の方については、この法律に基づいてインフルエンザの予防接種をしているところでございます。例年ですと、期間が11月1日から翌年1月末までということでやってございますが、本年につきましてはSARSの関係がございまして、インフルエンザとSARSは非常によく似た症状があるということから、SARSの混乱を避けるために、インフルエンザの予防接種の徹底に努めるため、10月1日から接種を開始したいと思っております。

吹田委員

この予防接種の関係で、ある年によりましては、薬剤が足りないという話が出たと思うのですけれども、今年については、この辺の心配はないのでしょうか。

(保健所)保健課長

今年のインフルエンザのワクチンにつきましては、厚生労働省が早くから手当てしてございまして、当然去年よりも相当数接種者が伸びるといふ予測の下に措置されているところであります。

吹田委員

その中で、今後、市の財政がこういう時代で大変だということでもありますから、いろいろな形の中で各事業について、市の持ち出し等があると考えますと、例えば国民健康保険事業の中では、保健事業という項目がございまして、この中にはいろいろな健康診断とか、栄養改善の関係とかいろいろあり、その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業という項目があるのですけれども、私などはたいへん不勉強でこんなことを言ったら失礼なのですけれども、今そういう中では予防接種的な部分がこういう事業としてできないのだらうかと。今、共済にしる、それから社会保険にしてもいろいろなことがありますけれども、また、国保というのは小樽市がやりますと、そこそこのことが出ていますから、そういう面では、それをやることによって、逆に言えば、医療費がずっと下がる可能性がじゅうぶんあると思うのです。インフルエンザに年配の方がかかったら絶対病院ですから、その中の何人かは恐らく亡くなるだらうと考えますと、そういう面ではしっかりしたそういう予防という、健康保持をしていただくということが大事でないかと思うのですけれども、この辺につきまして、そういうことが検討可能なのかどうかということでお聞きしたいのですが。

(市民)保険年金課長

ただいまの国保の保健事業として予防接種ができるかどうかということでもありますけれども、先ほど保健課長からも答弁がありましたけれども、予防接種法に基づいて予防接種をするということで、この中では費用等を徴収していくことになるわけですが、ひとつ前置きということになりますが、予防接種とか健康診査、また、出産

費用、差額ベッド、これらにつきましては、いわゆる保険の適応とならない自由診療ということになりますから、原則全額自己負担ということになるわけですが、平成13年までは健康診査の一部負担金につきまして、国保で助成していた経過がございます。これにつきまして14年12月ころになりまして、老人保健法に基づく健康診断の自己負担を国民健康保険法の事業で費用負担することは不適切だという会計検査院の指摘がございまして、昨年の4月にさかのぼって事業を認めないということになってございました。それで、自由診療の範囲内ですので、予防接種につきましても、同様な判断がなされるのではないかと思うわけですが、国保の中で予防接種の費用負担をするということにつきましては、国保の保健事業が国の方から、今、補助金をいただいて実施している部分があり、その中ではまず無理だろうと考えます。一般財源を投じて、そういう事業をやるのではないのかということはあるかと思いますが、国保だけの問題ではございませんので、広く市全体として実施するということは一つの考え方だと思います。

吹田委員

一般財源を投入するというのは、たいへん問題があるというのはよくわかります。これにつきましても、やはりいろいろなものに費用がかかるわけですから、どのようにしてどこから削減していくかということになりますと、そういうことによってその効果として、今、国保も赤字になっているのであれば、そういうものによって、プラス・マイナスで市から投入するものが減ったというのであったら、私はそのものも、やはりこれから今、小泉首相が規制緩和だ何だと言っていますが、そういう形で壊していかなければ、とても難しいのかなという感じもします。これからやはりいろいろなことをやる場合に、会計検査院がすべてだという感じで考えるのは、私は無理なのだと考えておまして、いろいろなものにつきまして、きちんと会計検査院に反論できるものはつくって対応しなければだめかなという感じもしております。これから年配の方、それから小さな子どもたちがいかに元気で、小樽でちゃんと生活され、育てられるかということにつきまして、やはり市として大きなもので考えていかなければだめかなと考えています。

住基ネットについて

続きまして、住基ネットの関係で、先ほどちょっと説明を受けたのですが、その中で住基カードを発行した枚数が予定よりも多かったということでございますけれども、どの程度が全体で出ると考えていらっしゃるのですか。

(市民) 戸籍住民課長

住基ネットの発行の予想ということでございますけれども、国としてはおよそ2.5パーセントを目安として、300万枚。それから、道は1.7パーセントで10万枚と予測しておりました。その中で、本市については、年度末までに300枚程度であろうというふうに予測しておりました。ところが、この1か月間に先ほど報告申し上げましたとおり、164枚出ているということで、予定の半数は過ぎたのかなと、そういった意味では予想よりは発行枚数が多かったのかなと思っております。

吹田委員

今、住基ネットに関しては、新聞などの情報によりますと、長野県では不正アクセスについてできるかどうか研究をしようと言っていますけれども、この住基ネットで万が一不正アクセスされた場合、どこから来たということがわかるようになっているのですか。

(市民) 田中主幹

不正アクセスがわかるかということなのですが、小樽市の場合は、ファイアウォールという障壁を用意しておまして、そこで何回かアクセスさせたということは監視ソフトが入っておりますので、それを見ればわかるようになっております。

吹田委員

そのチェックはどのぐらいの間隔でやっているのですか。

(市民) 田中主幹

チェックなのですけれども、毎日でもできますし、1か月単位、1週間単位で見ることができます。

吹田委員

ということは、毎日見ているということでしょうか。

(市民) 田中主幹

はい、毎日見ております。

吹田委員

この不正アクセスにつきましては、常に問題となっておりますし、コンピュータにつきましては、今いろいろなところから、ウイルスが来ておりますので、この辺につきましては、ネットの関係だけではなくて、じゅうぶん皆さんで注意しながら、早い情報で対応するしかないと思いますけれども、そういう形でお願いしたいと思います。

廃棄物処理施設の関係について

最後に廃棄物処理施設の関係の質問を一つだけしたいと思います。

廃棄物処理施設の焼却炉、見積仕様書の提示対象メーカーに7社を選定したと先ほど言っていましたけれども、その中に最近新聞に大きく出ておりました関係業者が入っているのかどうか。実際問題、皆さんはもう専門家ぐらいいわかんと思うのですけれども、だいたい、ああいうときにやっていることは対策費で出たものなのです。だから、極端に言えば、あのぐらいの金額なら10億円ぐらいを対策費として、ばらまけばいいという感じの企業だと思うのですけれども、この辺のことについて、そういうところを入れるかどうかという問題です。だから、よく指名停止とかありますけれども、そうではなくて、問題のあるそういうところを、そもそも入れるかどうかという問題をどのように考えていらっしゃるのか。そのような業者が入っているのか、その辺のところはどうなのでしょう。

(環境) 管理課長

業者の選定の関係かと思いますが、いずれにいたしましても、これは広域連合の方で考えることにはなるうかと思いますが、今言われたような指名の方から外す、外さないの関係でいけば、公的に、今、委員がおっしゃったような状態があれば、当然外していくことになるのかなと思っています。

吹田委員

どちらにしましても、市民の皆さんが、市の方々というのは、たいへん意識の高い方で一生懸命いろいろなことをされているのですけれども、何かちょっとしたことがあると、それがたいへん一生懸命やればやるほど、大きく逆の立場で見られるということがございますので、私はそういう面ではいろいろなことにつきまして、そういう問題にならないようにやはりきちんとした対応が必要かなと思います。だから、今のことにつきましては、それで何かがあるとすれば、そういう話があったのではないかとか、前から何か来ているのだよとか、そういうようなこともございますので、こういうことにつきまして、全般的に対応をきちんとしていただきたいなと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

ワンストップサービスについて

先ほど報告を受けましたワンストップサービスについて1点だけ、お伺いします。11の事務事業を行っているということでお話がありましたけれども、これはサービスセンターの窓口だけということ考えてよろしいですか。

市民部次長

市民部で行っているワンストップサービスにつきましては、三つのサービスセンターと一部本庁の戸籍住民課も

加わってやっております。

高橋委員

戸籍住民課の内容を少し詳しく説明願います。

市民部次長

11のうち戸籍住民課で行っている事務は、転入学通知交付事務、それから出稼ぎ手帳取扱事務、それから国保出産・育児一時金、葬祭費支給申請受付事務、それから乳幼児医療費受給者証新規申請受付事務、それから乳幼児医療助成費支給申請受付事務、児童手当に関する申請事務です。

(市民)戸籍住民課長

補足させていただきます。

前段の転入学通知交付、出稼ぎ手帳取扱いが戸籍住民課の窓口で取り扱うということになってございます。後の部分は、隣に窓口がございます同じ市民部ではありますが、保険年金課等の本庁窓口で取り扱うということになるわけです。

エンゼルプランの歯科対策について

高橋委員

それでは、エンゼルプランの歯科対策について何点かお聞きをしたいと思います。

平成11年度厚生省の日本人の平均の虫歯数に関する調べによりますと、永久歯の平均虫歯数というのが15.67本で、虫歯が原因で抜かれた永久歯が5.91本ということになっているそうであります。永久歯の28本のうち半分以上が虫歯になっていると、2割が虫歯で失われていると、こういうふうになっております。原因は、子どものときの歯科対策に問題があるのではないかとされているわけなのですが、この中で幼児歯科健診というのがあります。平成14年度の対象年齢、対象人数、実施人数、それからこの児童歯科健診はいつからスタートしたのかお知らせ願います。

(保健所)保健課長

幼児の歯科健診についてのお尋ねでございますけれども、平成14年度につきましては、この健診、四つの項目からなっております。一つは小児歯科相談、1歳6か月の健診、3歳児健診、それから保育施設に対する健診という項目がございます。それぞれ対象としますのは、小児歯科相談につきましては乳幼児から9歳まで、それから1歳6か月健診につきましては1歳6か月児、3歳児健診は3歳児、保育施設につきましては、保育施設に入っている子どもたちということでございます。事業の開始年次でございますが、小児歯科相談につきましては、昭和27年、1歳6か月健診は昭和53年、3歳児健診は昭和38年、それから保育所の関係の健診につきましては、昭和44年から開始してございます。対象人数が今手元に資料がございませんけれども、受けた実人員は、平成14年度で申しますと、小児歯科相談につきましては1,180人、それから1歳6か月児健診は878人、3歳児健診は901人、それから保育所施設健診は1,525人、合計で4,485人でございます。

高橋委員

それでこの中に歯科フッ化物塗布というのがありまけれども、この事業内容と平成14年度の実施された数、これをお願いします。

(保健所)保健課長

歯科フッ化物塗布につきましては、先ほどの小児歯科相談あるいは1歳6か月児健診、3歳児健診の際に子どもにフッ化物を塗布しているという事業でございます。平成14年で申しますと、小児科歯科相談につきましては1,058名、1歳6か月児健診では649名、3歳児健診で550名、計で2,257名でございます。

高橋委員

この事業は、いつからスタートされておりますか。

(保健所)保健課長

小児歯科相談につきましては、先ほど申しました昭和27年から、それから1歳6か月児につきましてのフッ化物塗布につきましては平成8年から、それから3歳児健診につきましては平成9年から行ってございます。

高橋委員

それで、これは今年で7年目、6年目ということになると思うのですけれども、この効果のほどはどのようになっていますか。

保健所長

フッ化物塗布による虫歯予防効果、これはやはり10年単位で見なければならぬ。欧米ではこれは効果ありということで、日本でもやっています。実際に、今、塗布している子どもたちの歯の状態がどうなのかということですが、成人になってみなければ結論は出せないと思いますけれども、一時的な効果というよりも、虫歯予防が果たした場合の成人になったときの歯の状態を見るというのが評価につながるのですけれども、まだ、そこまでの期間にはなっていません。しかし、世界的には効果があるということで行政レベルでやっているところは出ております。

高橋委員

それで、市内の歯科医院の数、歯科医師数についてお知らせ願います。

(保健所)保健課長

歯科医院と歯科医師の数でございますけれども、歯科医院につきましては、今年の9月1日現在で95医院でございます。それから、歯科医師につきましては、平成14年12月31日の届出の数でございますけれども、市内に勤務している者が109名となっております。

高橋委員

保健所の考え方としては、歯科医院に対して、このフッ化物塗布に対しての指導とか、その対応はどのように考えていますか。

保健所長

基本的には、すべての歯科医院でこういう業務をやらせてもらえたら理想的なのですが、ただ、普通の子が歯科医院に行ったときに、一律にみんなフッ化物を塗布する作業というのは、また考え方もいろいろありますから、現状ではなかなか難しいです。ですから、これは全体的に一様にフッ化物を塗布する方法としては、保健所における行政的な健診の際にやった方がより効率がいいということで、現状では保健所でやっています。将来的には、やはり歯科医師会と連携した方法をとっていけるだろうとは考えています。

高橋委員

新しく母親になるための指導といえますか、新しい知識、正しい知識、それから虫歯予防のための学習など、それを実施する場、研修する場というのが必要だと思っておりますけれども、保健所はどのように考えていますか。

(保健所)保健課長

新しい母親に向けての指導ということでございますけれども、現在、小児歯科相談あるいは1歳6か月児健診、3歳児健診といった際に、母親と子どもが一緒におりますので、個別に指導しております。

高橋委員

この問題の最後に、小樽市として、歯科保健将来構想みたいなもの、こういうものが私は必要ではないかと考えているのですが、保健所としてはどのように考えておりますか。

保健所長

将来構想というよりも、一つの子育てという枠内で、身体の健康と歯の方は密接に結びついていますから、そういう点で方法を考えていくべきだと考えております。ただ、小樽市の子どもに対する歯科検診、フッ化物塗布というのは、全国水準から見てもかなり進んでいると思います。それでいいというわけではなくて、子ども全体のサポ

ートという枠内で歯の問題も重要と考えています。

高橋委員

地球温暖化対策について

地球温暖化対策について、何点かお聞きしたいと思います。

それで、実行計画が平成13年6月にスタートしたということでありませうけれども、この2年間でどういう状況で推移してきたのか、簡単に説明願います。

(環境)環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画につきましては平成13年6月に策定し、温室効果ガスの目標数値を2パーセント以上削減すると。それから、率先行動いろいろありますけれども、5パーセント削減するという目標を立てております。平成13年、14年の進ちょく状況ですけれども、これは前回の厚生常任委員会で報告いたしましたが、温室効果ガスの総排出量につきましては、11年比でマイナス6.7パーセント減っております。それから、率先行動の目標達成状況につきましては、一部軽油が1.7パーセントということで目標には届きませんが、そのほかのガソリン、紙購入量、ごみ排出量、電気使用量、それから暖房関係ということで、2パーセントの達成目標には到達しております。

高橋委員

ほぼ順調に進んできたということによろしいですね。

これについては市の率先事項ということで非常に大事な部分なのでありますが、職員一人一人に対しての広報活動、啓発活動、これはどのように行われてきましたか。

(環境)環境課長

職員の啓発、周知活動ですけれども、平成13年6月に実行計画をつくりましたときに、職員を集めまして、実行計画の内容を説明し、率先行動について啓もうしております。それから、数値の実績把握は四半期ごとにやっておりますので、その数字を基に策定幹事会におきまして、実際の数値の進ちょく状況と率先行動を周知し、庁内LANを通じて各課に配信して、それを基に処理しているという状況でございます。

高橋委員

私が大事だなと思うのは、職員一人一人の意識改革だと思うのです。それで、課長は非常に苦労されているかと思うのですけれども、このための研修、学習はどのように環境部としては考えられているのですか。

(環境)環境課長

職員の研修ですけれども、実行計画の中では研修を行うことと定められております。その一環として、先ほど申しましたように、四半期ごとに一定の場所に集めるということではなくて、メールを使った形で周知したりしております。ただ、温暖化というのは、地球全体にたいへん深刻な事態をもたらす可能性があるということで、やはり職員一人一人の実践が、結果的には効果の方に向いていくということでもありますので、のど元過ぎれば熱さ忘れるではございませんけれども、実際に職員にもう少し率先行動にチェックリストみたいな方法を取り入れたり、それからメールを通じまして、そういう方法で、今後、意識を常に持たれるような方法で職員に周知をしていきたいと考えております。

高橋委員

メールだけの連絡で、実際には研修は行っていないということですか。

(環境)環境課長

当初、実行計画ができ上がった後には研修ということではやっておりますけれども、その後についてはメールを中心に、それから策定管理の幹事会を通じて情報を流しているということでございます。

高橋委員

そうすると、研修というのはやっていないということですね。

(環境)環境課長

1か所に集めるような方式の研修は、今のところは実施しておりません。

高橋委員

よく意味がわからないのですけれども、メールで研修ができるのですか。

(環境)環境課長

メールで率先行動についての実際の進ちょく状況を職員に周知するというのは、たいへん大事なことだと思います。それを通じて、当然率先行動をどうやるかということを経験に考えてもらうという契機にはなると思います。それから、率先行動についてのある程度の情報も交えながら、職員に流すということで、実際に本当に1か所に集めて研修ということは行われておりませんが、そういう形で普及はしていると思っております。

高橋委員

周知と研修というのは全然違いますよね。環境部としては、研修は今後しないということですか。それとも、これから考えてやっていくということですか。

(環境)環境課長

研修については、当然これから考えていかなければならない項目です。どういう方法でやるかについては、検討しておりますけれども、新入職員の職員研修会、当然新しい職員については、こういうことを小樽市役所の中ではやっているということを周知しなければならないと思います。それから、違う時期にある程度そういう研修会を催すということも、検討はしていかなければならないとは考えております。

高橋委員

それで、去年、質問したときに環境部としては、環境家計簿小樽版、消費電力表示器モニター、それから市民ルール推進会議主催の講演会と、種々検討されて実施をされたようですけれども、それぞれの内容と実施状況をお知らせください。

(環境)環境課長

環境家計簿ということでございます。これは、当然環境に優しい小樽市民ルールというのを平成12年に懇話会を通じて策定しました。その進行管理というか、行政と市民と事業者が一体となって進めていくという意味で、平成13年度から環境に優しい市民推進会議というのを立ち上げています。その中で、市民の中からそういうパンフレットや啓発資料をつくったらどうだという話の中で、環境に優しいライフスタイルを見直しませんかというような説明ができました環境家計簿もその中に入っています。これは、市民ルールも当然その中に入っております。そういうものを5,000個ほどつくったということで、これは市民ルール推進会議の中の取組に向けて、そういう家計簿をつくっております。それから、省エネナビも同じく推進会議の中で、省エネということで、購入して利用したらどうかという話がございましたので、これは平成14年度に19台、省エネナビという機材を導入して活用しております。それから、講演会につきましては、平成14年9月18日に「ライフスタイル見直しフォーラム」ということで、講演の内容が「アイヌ文化と環境のかかわり」という題でやっています。それから、推進員によるホーム調理、これは調理についても環境に優しいものということでやっていますので、そういう実践。それから温暖化防止の方法ということで、推進員の中にヨハネスブルクサミットに参加した方がいらっしゃいますので、この報告を兼ねて行っています。参加者については20名という結果になっております。それから、2回目は、12月9日に「環境に優しい市民ルールフォーラム」という形で行いました。演題につきましては、「リサイクルと私たちの日常生活」ということで、推進会議の中に地球温暖化がメインですけれども、ごみの減量化は地球温暖化防止につながるテーマでございますので、そういうテーマを基に講演会を行いました。参加者は75名で、1回目より2回目の方が多く集まりました。これについては、やはり身近なごみを講演会のテーマにして、資源回収関係の方とか、町内会の方とか、そう

いう方が多く集まった結果ではないかなと思っております。

高橋委員

聞きたいのは2点なのですけれども、この環境家計簿、それから省エネナビを利用された方もしくは活用された方の感想はどのように伺っていますか。

(環境)環境課長

使用の実際の感想ですけれども、小樽市でつくっている環境家計簿については、3か月という短い簡易型のものをつくっています。これはなぜかといいますと、温暖化というのはなかなか身近に感じないものですので、まず環境家計簿をつけてもらって、温暖化の意識啓発を行おうということで、1年サイクルのものでなくて3か月で簡単なものをつくって使っております。その中では、当然、季節変動がありますので、冬につけた方は北海道の基準は、全国の基準より多いとか、1年サイクルのものにしたらいいのではないかとか、そういう話が出てきております。それから、省エネナビにつきましては職員が行って据えつけるわけです。使った感想については、皆さんの家庭で使っているコンセントから、待機電力ということで、実際に電気器具を使わなくても電気は食われているというようなことがありますので、実際に使ったら、ああ、これだけ減るのだなということで、こういう小さな取組も続けていくことが、地球温暖化防止に結びつくというような感想を聞いております。

高橋委員

今年、それから来年については、どのような考えを持っていますか。

(環境)環境課長

温暖化対策については、市民ルール推進会議の母体になっております行政と市民と一緒にこういう活動を進めるということでやっております。今年については、2回ほど会議を持ちまして、その中で、各推進委員がどういう取組をやっているかという情報交換、それから市民ルールをどのように市民に普及させていくかという方策をいろいろ知恵を出して検討していくと。推進委員の意見の中には、環境問題についてはやはり教育が大事ではないかという話が出ていまして、その中でもやはり小学生の環境教育ということで、進めるべきではないかという話が出ております。ただ、小学生の総合学習時間というふうになりましても、なかなかその間に組むことができないと。それで、推進委員の中で個別に学校の先生にお願いして普及をしようというような話も出ておりますし、啓発資材がどのような内容なのかという話も出ています。今なかなかそういう環境教育についてのパンフレット類がないものですから、来年そういうパンフレットをつくっていくような方法も、推進委員の提言の中から出てくるものだと思いますけれども、その提言を含めてやりたいなと思います。

それからもう一つは、環境浄化について、今、いろいろ問題になっており、特に地球温暖化ということで問題になっております。それで、推進会議の提言書の中にもありましたように、市民の意識がどうなのか。実際、推進活動をする中で、市民がどういう感じ方をして、どのように思っているのかというのがわからないで、我々はこういう活動をするのは、ちょっと無理ではないかという意見が出ておりますので、それに対する市民の意識調査を今年少し考えて推進会議の中で取り組んでいきたいなと。どういう結果になるか、今わかりませんので、その結果を基にどういう施策に結びつけていけるのかなと考えております。

高橋委員

非常に難しい問題ですから、大変だと思いますけれども、意識調査についてはいつころ予定をされていますか。来年度に向けてということで考えているのですか。

(環境)環境課長

2回目のときに、そういう話が出ていまして、今、推進委員からもいろいろご意見を聞きまして、事務局の方で草案をつくっていると。そして、10月7日が3回目と決めております。その中で原案をつくりまして、推進委員の方にお示しして、推進委員の方と一緒につくっていくということになります。そうなれば、10月から11月にかけて、

市民の方々に郵送するような方法で、アンケートをお願いして、12月回収、2月ごろに調査結果がわかってくるのかなと思っています。

高橋委員

わかりました。ぜひお願いをしたいと思います。

非常に気になるのは、やはり職員一人一人に対する啓発活動というか、研修がないということもありまして、市で率先しなければならないと言いながら、なかなか実態はそうっていないのではないかという感じを私は持ちました。それで、環境部として、今後、どういうふうに取り組むかということで、やはりある程度強力に進めなければ、これは進んでいかない問題かなと思います。

最後に、部長のその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

環境部長

この事業の推進といいますのは、高橋委員からご指摘がありますように、難しい要素がたくさんあると思うのですが、地道に、また着実に進めていかなければならない。ただ、実行計画の中に示しましたさまざまな活動項目があるわけですが、この辺について、策定後、2年を経過している中で、少し取組が遅れているものもあると思いますけれども、これは部内ももちろんですけれども、庁内で、こういった問題点を出しながら、活動項目について再点検し、取組を進めていきたいと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、3時40分といたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

市民部長

先ほどの高橋委員に対するワンストップ行政サービスについての答弁にちょっと勘違いの部分がございましたので、訂正をさせていただきます。

戸籍住民課でやるワンストップ行政サービスの業務としましては、転入学通知交付事務を平成14年7月29日から3サービスセンターとあわせて戸籍住民課がやっております。この理由でございますけれども、ご案内のとおり、昨年、教育委員会の庁舎が移転をしたため、本庁でもその取扱いをして市民サービスの向上に寄与しようということから実施をしたものでございます。

委員長

質疑を続行いたします。民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

それでは、大きく2点にわたって考え方をお聞きしていきたいと思います。最初は環境部にお聞きしたいと思っております。

ごみ減量化の取組について

まず最初に、ごみの減量化の取組についてであります。この間もいろいろなところで議論を聞かせてもらって

るわけなのですけれども、そういう中で有料化の部分が非常に争点とされているような感もあるのですけれども、それはそれとして、もともとごみの減量化ということを考えたときに、今までこういうことをやりました、電球をやりました、蛍光灯管をやりましたというのは聞かせてもらっているわけなのですけれども、今後、小樽市の方で減量化に向けて考えている計画とか、今後の大きな事業目標、そういったもので減量化対策として検討しているものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

(環境) 廃棄物対策課長

今後の減量化の計画についてでありますけれども、繰り返しにはなりますけれども、推進するのは、新たに廃プラスチック、プラスチックの関係です。それから、紙類、新聞、雑誌、書籍、段ボール、このようなものも収集する予定でございます。それから、プラスチックの中にもトレイ、白色トレイとか色つきトレイがありますけれども、トレイ類も収集する予定です。そのほかに今年の7月に段ボールの生ごみたい肥化ということで、家庭でできる生ごみの減量なのですけれども、家庭から出る生ごみですので、自分の出した生ごみでありますので、一番安心してきちんと処理できるということで、今、モニターの結果を見ているのです。なかなか好評で、ごみの減量に役立っているという、恐らくそういう方向性の結果に出ると思いますので、市の考え方としては家庭でできる生ごみのリサイクルによる減量は、今後、力を入れていかなければならないと考えております。

齋藤(博)委員

小樽市はたぶん何度かごみの内容分析といったことを行っているだろうと思います。改めて、すべての項目とまでは言わないのですけれども、小樽市の可燃の家庭系のごみの組成分析なりが行われている部分があつたらお知らせいただきたいと思います。

(環境) 廃棄物対策課長

ごみ質の分析についてであります。平成14年10月に広域連合でごみ質の分析をいたしました。その中で可燃ごみの質ベースと言いまして、実際に市民の方が出されたもの、ぬれた感じのイメージの、そのごみの分析の結果で説明させていただきます。

紙や布類が50.8パーセント、ちゅうかい類、簡単に言いますと生ごみです。それが35.45パーセント、プラスチック類については8.08パーセント、木、竹類、木製品が2.98パーセント、それから不燃物と言われるもの、缶、瓶等、そのようなものが0.69パーセント、その他が1.99パーセントとなっております。

齋藤(博)委員

その中で、先ほど今後の減量化に向けてということで新聞紙、雑誌、書籍、段ボール等の話がありました。また、廃プラの取扱いについてもということがあつたわけですけれども、そうするとちゅうかい類、いわゆる生ごみと普通は言っていると思うのですけれども、生ごみが家庭から出てくるごみの35パーセントを占めているということについて、改めてここの部分をどうするのかということが、家庭での取組としては非常に大きな意味を持っているのではないかと思うので、その辺について考え方があつたら、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

(環境) 廃棄物対策課長

生ごみの減量についてでありますけれども、小さい規模、二、三万人の規模の自治体においては、市で生ごみを収集してリサイクルしているという例も多く見られますけれども、小樽市規模ではかなり厳しい状況があります。というのは、小樽市は、農村が少なく、後背地にもあまり農家がないと。それから、人口規模にしますと、相当大きなごみ処理施設が必要になりますし、1次処理、2次処理という、そういう区分があるのですけれども、1次処理を機械で処理しまして、その後また、数年寝かせるというような、そのような大規模なりサイクル施設になるのかと思います。その辺のことを考えますと、皆さんがそれぞれ家庭で出す生ごみについて責任を持っていただく。自分で生ごみの減量に努力していただくということが、一番、市全体あるいは家庭にとってもよいのではないかと、家庭でできる生ごみの減量化というふうには今は考えております。

齋藤（博）委員

二つありまして、今おっしゃっているように、一つは小樽市として生ごみを処理してどうしていくのかということ、セッかくごみの問題を取り扱うのであれば、やはり検討する余地があるのではないかと思います。例えば、農家に限定しないで、小樽には公園もありますし、緑化植物園や自然の村などいろいろなところがあるわけですし、小樽で出てくる生ごみが何年かたってどのぐらいのたい肥になるのかとわからなくて恐縮なのですが、やはりそういう方向で税金を使っていくのですよということを、市民の皆さんに知らせることで、議論を起こしていくことは必要ではないかと思うので、今日はもういい悪いは言いませんけれども、検討いただきたいと思います。

もう一つは、家庭の中で出てくるごみを、ごみとして出さないで家庭で何とか処理できないかという部分が当然あるわけでありまして。これもそれぞれの住環境とか、いろいろな条件があつて限度はあるとは思いますが、そういった中で小樽市は、もう大分前だと思つてはいますが、コンポストを安く提供するような形でのモニターをやつたと記憶しておりますが、今は中止しているわけでありまして。後段、段ボールの方は改めて聞きますけれども、まず市民の皆さんにモニターになってもらったコンポストの試験使用というか、テストといいますか、その辺をどういうふうに総括されておやめになっているのかを、お聞かせいただきたいと思つています。

（環境）廃棄物対策課長

コンポストのモニターについてでありますけれども、平成4年度に300戸でスタートしました。それを契機に、平成5年度から平成12年度まで、3,471個のコンポストの助成をいたしまして、市民に使っていただきました。そのような中、モニターからアンケートをとつたのですが、アンケートの中ではごみの減量とたい肥として役立つという意見もあつたのですが、においや虫に関する意見がかなり多くて、もう大変だと。また、冬の間は使えないという意見も多くありました。確かに生ごみの減量としては、コンポストを用いることも有効ですが、生ごみの水分というのが80パーセントぐらいありますので、それをぐっと絞ることによつても水分が除去できるということで、その辺のことも考えながら、コンポストの助成の希望が年々減つてきた中でコンポストの価格も3,000円から1万円程度の価格と、ある程度安価なものだったので、市としては助成による普及は、ある程度一定の成果はあつたということで、12年度で終了したということです。

齋藤（博）委員

今回、新たに始められている段ボールを利用した生ごみの処理の部分なのですが、当時非常に希望が多かつたということで、100個を200個にしたというようなことを聞いているのですが、これが例えばコストとか、先ほどの答弁がどうこうではなくて、市民の皆さんの意識が非常に高いと私は思つているわけですが、冬、外にコンポストを置くということになつたときに、どうするのかなということもありますし、小樽の場合、限界があるのです。必ずただ入れておけばいいわけではなくて、それなりに手を加えなければならないということがあつて、何か入れておけば自然にたい肥になるような誤解もあつたのかもしれませんが、それは家庭の中で自分の出すごみの3分の1を占める生ごみをいったいどうしたらいいのだろうという声というのは強いわけでありまして。そういったことを考えると、先ほど聞きようによつては関心というか、注目度が少し下がつたのではないかとようなこともあるのですが、まだまだ私はそうではないと思つているわけですが、例えばもっと手短になると、もっともっとたくさんの方がやってみよう、参加してみようというような思いを強くするのではないかと思つているわけですが。そういう意味では、この段ボールを利用する生ごみの処理の考え方、今後どうするのかと、小樽で100個が200個になつた、倍になつたとは言ひながら、これを世帯で割り返したときというのは、ほとんどゼロだというふうに言つていいと思つているわけですが、それでは、どうしていこうとするのか。どういつもりで、はっきり言つて、どういう展望を持ってこれをやろうとしているのかということがあつたら、お聞かせいただきたいと思つています。

（環境）廃棄物対策課長

段ボール箱による生ごみのたい肥化の展望ということなのですけれども、ただいまアンケートを送付しまして回収中なのです。それで今、約6割ぐらい戻ってきておりまして、ごみの減量、それからたい肥として使えるということで、すごく好評を得ています。

アンケート結果を見ながら、次年度以降のこの事業に対する施策を検討するというふうに考えておりますけれども、今の段階ではどうこうするとははっきりとは言えないのですけれども、私の個人的な案といたしまして、たい肥化の説明会の開催ですね。今年も何回かしたのですけれども、あと出前講座などで実際にやっている段ボール箱を持ってきて、いろいろ普及をしているのですけれども、そういう説明会をたくさんしていきたい。それから、たい肥化の実演ビデオの貸出し、そういうこともしていきたいと思います。そのビデオを見ますとすぐ、すごく様子がわかります。市民の方も1回見ていただくと、スムーズに取り組めるような内容のビデオになっております。それから、たい肥化するための今回モニターに提供したグッズが、予算の関係もありますけれども、どのぐらいの数が提供できるのかも含めて、アンケート結果を見ながら、このような内容について進めていきたいと思います。

斎藤（博）委員

また、少し整理といえますか、実態が出てきたらお知らせいただきたいと思います。

ごみの収集困難地域について

次に、有料化との兼ね合いで何点かお聞きしていきたいと思います。

私自身は、ごみの有料化ということも、ごみの減量化の一つの方策として考えていかなければならないことの一つだというふうには理解していますし、そういう立場でいろいろなことをやってきているものですから、それ自体はいいのですけれども、いろいろな問題はあと思っています。

それで、今日はそういう立場は立場なので、それを明らかにしながら聞きたいのですけれども、まず小樽市の現状で収集困難な地域、特に冬期間の収集困難地域というのは、まだ相当あると私は理解しているところであります。夏場でもけっこう苦労しているところもあるわけなのですが、特に冬場、雪が降ってからの収集に関しては、市民の皆さんも相当の苦労をされている部分もありますし、収集に携わっている職員も相当苦労しているし、危険な目にも遭っていると理解しているわけなのですが、現状は小樽市内のこの収集困難地域というのはどうなっているのかをお聞かせください。

（環境）工藤副参事

夏と違って、冬は収集車が上がっていかない等の関係で、俗に言う冬期収集困難地区、この地域は大きく区分しますと、32の地域であります。細かい1本1本の路線になりますともっともっとありますけれども、これにつきましては、いろいろと長い経緯・経過がありまして、30年、40年前から収集車が通れませんよということでやってきたというのがありますし、その後の宅地造成された部分については、下の収集路線まで、ごみの一時置場、ステーションはここですと、こういう話合いで来ていまして、当初はそれぞれ納得されてきました。しかしながら、だんだん高齢化、その他によりまして、冬も上がってほしいと、そういうことで全体で大きく分けると32地区となっております。

斎藤（博）委員

今言われている32地区というのは、何地区に対して32地区と考えたらいいのですか。例えば100地区があつて32地区ということなのですか。

（環境）工藤副参事

いえ、1本の幹線道路を基にして数えると。ですから、幹線道路からちょっと細めの道ですとか、民地ですとか入りまして、それが戻って行って真っすぐ行って1本、また、右に行つて1本というぐあいに二つ合わせて1地区とか、3本合わせて1地区、こういうことでございます。細かい路線といいますが、何々通、何々通といいますが、この倍の63か所ぐらいが困難地区になります。

齋藤（博）委員

後ほどでけっこうですから、例えばそこに住んでいる世帯数とか、教えてもらいたいと思います。要するに、何を言いたいかというと、そういうところに住んでいる方もごみの有料化が始まれば、ごみが有料化になるのだらうと私は理解しているわけなのです。そういう議論で進めているつもりなのです。今後、小樽市として、収集困難地域32地区というのをどうしていこうとしているのかということについて、聞かせていただきたいと思います。

（環境）工藤副参事

そういうことで、いろいろ地域の実情がありまして、道路幅はあるけれどもこう配がきつい、又は緩やかだけれども狭いとか、冬になりますと雪が多量に降る。また、ほとんど坂ですから、上がっていったのだけれども、夏は車がUターンして帰ってこれるけれども、冬場、地区の方々がそこを雪捨場に使っているから、帰ってこれないと。いろいろなその地域地域の実情がありますので、その辺の実情をじゅうぶん考慮しながら、これについては従前もそうでしたけれども、何とか解消に向けて今までいろいろと検討はしてきておりましたけれども、なかなかその地域実情、また、住民の協力とか、そういうものが得られなくて今日に至っていると。中には、現在では、地域の方々が除雪もしておくから車で途中まで上がってくれということもありまして、それはお互いに距離が短くなったとか、いろいろなそういう状況に合わせてやってきて解消できた部分もございます。ですけれども、今も残っている困難地区については、かなり難しい面がある。これについては、今後、そういうごみの減量化との兼ね合いも、有料化との絡みもあるとすれば、越えながら、それも検討し、勉強しながら、どのような方法があるか、今後も引き続きよりいっそう考えていきたいと、このように思っております。

齋藤（博）委員

これからもいろいろ審議会をつくってやっていくということですから、結論は別として、考え方としては、小樽市はごみの有料化をいたしましたと言ったときに、地域的な除外、すごい山の全く違うところに住んでいるようなことは想定しないで、普通にまちを形成しているところであれば、ごみは有料になると理解してよろしいですか。言っている意味わかりますか。私が言っているのは、押しなべて小樽で家庭系のごみの有料化が行われる。今のやり方から想定すると、どこかのスーパーで売っている、こういうごみの袋に入れて出したものは持っていきますよという形になっていくだろうと思うわけです。今までは無料だということもあって、税金は払っているけれども、ごみは無料で出しているのだから、冬場は上がってこないのなら、下に持っていくしかないでしょうと言っていて、困難地区というのは成り立っていたと、私は聞かされているわけなのです。しかし、今度は有料化だと、そういう人が今までのところに置いたときに、そうではなくて冬場なのだから、あんたは今までどおり下に持ってこいというような立場に立つのですかと聞いているわけです。

環境部次長

考え方がちょっと違うかもしれませんが、いずれにしても、小樽は今後ますます高齢化が進むでしょうし、単身世帯も多くなる可能性は高いと思うのです。そんなことで、まず有料化ができれば、有料化に伴うところのリサイクル関係、資源物のことをまずやっていかなければならない。次にやるのは、祝日収集をやりたいのだと。さらに、もちろんこのお金の使い方につきましては、全庁的なものの検討の中で行われることで、環境部で、今、話しているのは、環境部門の基本方針といいますか、考え方ですけれども、まず資源物のリサイクル、次には祝日の収集、その次には収集困難地区の解消ということですから、解消に向けたいろいろなことをやっていかなければならないと考えていますので、今言うような税金を払っていて、今までただでやってもらっていたから我慢するというような、そういう話にはならないだろうと。やはり皆さんに、ごみの量に応じた手数料をいただくという考え方になるだろうと考えております。

齋藤（博）委員

そういうふうに聞こえているのでしょうか。私が言っているのは、小樽には収集困難地区と言われて、冬場にな

ると夏場よりもはるかに遠いところにごみを出さなければならない人がいます。これは、老人であるとか、お金持ちとか貧しいとかではなくて、住んでいる地域によって、先ほど説明があったような経過や、自然環境があってそうだとということになると思いますけれども、そうでないところであれば、夏も冬も仮に有料になっても自分が出すごみの量に応じて負担する、夏も冬も一定安定したサービスが受けられます。ところが、収集困難地区に住んでいる人も、負担は同じですが、冬場に関して言えば、それは去年も、今年も、来年もそうなのだから、事実は何も変わっていないのですけれども、有料化という一つのファクターが入ったときに、市民の意識としては当然自分はそのサービスを金で買ったのだという意識を持つわけですから、そういったときに収集困難地区がゼロになるというのではなくて、対策をとらないまま進めるつもりなのですかということをお聞きしているのです。

(環境)工藤副参事

現状は、小樽はステーション方式といたしますか、ごみ一時置場と、一部、花園飲食店街が個別でやっていますけれども、この収集方法につきましては、今度の審議会におきましても、当然ながら今のステーション方式がいいのか、あるいはほかの市でやっています個別収集でやっていくのか。仮に個別収集にしないという答申が出れば、そのとおりある程度尊重しなければならないわけですから、そうなりますと1軒1軒に車が行かなくても、玄関なりある程度一定の近くまで行かざるをえないと、こういうことになりますし、既存の今やっているステーション方式、ごみの一時置場でいくのだよという方向づけが審議会で出れば、そのまま今と同じようにやれば何も前進しないわけですから、そこでいろいろと地域の条件に合った感じで、委員おっしゃるとおり100パーセント全部解消というわけではないですけれども、お互いに譲り合うものは譲り合う、市としても最大限の努力は払って前向きに取り組んでいかなければならないと、このような腹づもりはしております。

斎藤(博)委員

そういう困難地区の中で、一つの具体的な解決策として、よく私どもが議論するのは、小型四駆で、今、収集車というのは、ランニングコスト等を考えても、市直営も民間の方も相当大きなものをお持ちになっている。それは、回数とかいろいろなことを考えてやっているわけですし、小型の四駆なりを使った収集体制というのは、当然コストも高くなりますし、1回で集められる量も少ないわけですから、商売としては成り立たないのだと思うわけですが、それこそ行政の責任において収集困難地区について、この際、特に何もなくてお願いしているのではなくて、例えば有料化という小樽市のごみ行政の中では画期的な転換の中で、従来からたぶん議論されているのだと思いますけれども、小型四駆を用いて収集に入ってしまった場合に、私は先ほど言っているように、すべてをこれでというつもりはなくて、四駆が滑り落ちてくる場所もあると聞いていますから、それはそれ、極端な話は別として、ずいぶん変わっていくのではないかと思うわけなのです。これは間違いなく、今回の議会でもいろいろ言われている民間の方をお願いしていった場合は、物すごいことになるわけですから、直営を持っている優位性として、小型四駆を使った収集体制を導入することによって、冬期間の収集困難地区の解消なり、それから夏場でもビルが入り組んだ市街地の中の収集に活用できるのではないかと思うわけなのですが、その辺についての考えがあったら、聞かせていただきたいと思います。

(環境)工藤副参事

困難地区におきましては、先ほども言いましたけれども、小樽の地域性、山坂、雪、この辺からいきまして、私もこの60数が所ほとんど自分では把握しているつもりなのですが、小型といってもやはりトラックなので、乗用車程度であれば住宅地ですから通っていますけれども、しかも灯油みたく月に一回とか、3週間に一回ではなく、1週間に3回の収集ということになりますと、なかなか難しい地区はかなりあると思っています。それも解決の一つの方法にはなるかと思っています。それで、今、残っている困難地区の解消方法としては、やはり車が行けるところまで行って、そこで車をとめて作業員が歩いて行って、手で引っ張り出す、この辺がやっぱり最終的な解決策だろうと思っています。また、それが、市の責任とかなんとかではなく、現在、昔からの地区につきましては、

条件的にいろいろとよくなった部分がありまして、ずっと20年や30年前までは困難地区であったのですけれども、市内では12か所については、そういうことで業者をお願いして引っ張り出す、作業員が歩いていく人海戦術ということによってやっております。

斎藤（博）委員

この項の最後にしたいと思いますが、この現状からの一策として有料化を図るといというのは、提案といいますが、お話を聞かせてもらっているように、ごみに対する意識を大きく変えることになるわけですし、有料化といというのは間違いなく権利意識というものがついてくるといというのは、これは何に關してでも言えることでありまして、当然ごみが有料化になることのいい面としてもあると思いますけれども、こういうところでは困難地区、それから先ほど来言われていますから押さえているとは思いますが、新しいところではステーションをつくりきれないでいて、ずいぶん歩いた所に、ステーションをつくらせてくれという地域もあるのです。ただ、自分たちで選べない。あなたのうちの前に置くかという、それもできなくて苦労しているという話もあるわけなのですが、そういう人方に、これから例えばごみが有料化になるのですよという話をしていかなければならなくなるわけです。それから、ごく普通に有料化にするというのなら、負担の問題だけなのですけれども、ごみの収集の問題といというのは、地域によってずいぶん格差というか、関心の度合いが違うのだということも、ぜひ今後の検討の中に入れて議論いただきたいというふうに思います。

環境部次長

今の話は、以前にも委員会で説明したと思いますけれども、まず今、考えていますのは、審議会の答申をいただいてどういうふうになるのか。審議会の方で有料化が一つの方策として有効と考えますよという答申がもし出れば、その後には今度は条例化の作業に入るわけですが、そのときに町内会を全部回りまして、条例化に向けた説明をするのと同時に、回るときに話を聞こうとしていますので、そのときに今いろいろな地域ごとの情報といいますが、こんな問題がありますよということも出てくることになるだろうと。そのあたりも、聞きながら実施していかなければならないし、また、理解してもらいながらやっていかなければならないと。そういった意味では、これはちょっと時間がかかるだろうなと思っております。

斎藤（博）委員

さくら学園について

さくら学園のことについて、聞かせていただきたいと思います。

私は、代表質問から一貫して、小樽市内にあるさくら学園、幼児こどばの教室、それから発達支援室、そこを統合した総合的な発達支援センターを検討していくべきだという立場でいろいろな議論をさせていただいております。そういう中がかみ合っている部分とかみ合わない部分があり、少し整理しておきたい部分がありますので、大きく二つに分けて聞きますので、聞かせていただきたいと思います。

一つは、さくら学園の歴史はけっこうあると思うのですが、さくら学園に通園に至る子どもさんたちは、生まれていろいろな健診とか、いろいろなところで、言葉が適切でないかもしれませんが、チェックしながら早期に発見するというシステムの中で健診を受けて通園するのだろうと思うのですが、さくら学園に通園に至る子どもさんのポイントといいますが、そういったあたりについてお聞かせいただきたいのと、あわせて過去のさくら学園の授業の種類なり、利用者の推移について聞かせていただきたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

まず、1点目のこういった形で通園に至るのかということですが、最初からいきなりさくら学園に行って通園しますという形にはならないわけです。一般的には、保健所の乳幼児のさまざまな健診ですとか、医療機関からですとか、あるいは幼稚園なり保育所に入って、その先生からちょっと相談してみた方がいいのではないだろうかという、そういったアドバイスの中で、さくら学園の方で年3回やっている子ども相談室というのがありますが、そ

ういった相談を受ける。そういった中で、やはり通園した方がよいということで親が了解、納得をすれば、措置施設ですから、札幌にあります児童相談所の措置決定を受けて通所に至ると。いろいろな流れはあるのですけれども、大きな流れとしてはそういうような流れだろうとっております。

それから、通園の状況なのですが、今、手元に平成10年度以降の資料がございますので、それでお話をいたします。一つの年度の月によっても入園あるいは退園というのがありますので、それぞれの年度での月の平均の措置児童数ということで話します。

平成10年度でいいますと20.3人、それからあわせて試行通園の方も申し上げますが、試行通園の方が7.3人、平成11年度が23.5人、試行通園が5.4人、12年度が15.3人、試行通園が2.3人、それから13年度が11.8人、試行通園が4.1人、14年度が9.9人、試行通園が4.1人、今年度9月現在で10人、試行通園が4人です。

斎藤（博）委員

今回の議論の中で、小樽市では、一方で発達支援センターの検討ということを行いながら、一方ではさくら学園に関して言うと、機能分割といいますか、一部統合、一部委託というようなことを、私が聞いていなくても一生懸命そういうふうには答えられているので、たぶんそういうことをお考えなのだろうと理解しているわけなのですが、どうしても、どうしてもさくら学園の機能なり、持っている業務を分けるというふうには線を引かれているのかなと。その引かれた部分の設計的な意味が何があるのかということで、裏をかいていくと、なぜ丸ごとではだめなのですかと、丸ごとその三つの施設の統合ということにならないのでしょうかということ、そこら辺について聞かせていただきたいと思っております。

（福祉）児童家庭課長

まず、さくら学園という施設自体は、児童福祉法に基づく知的障害児の通園施設という位置づけであります。その法的な位置づけからだけ申し上げますと、そこに通園する子どもたちを療育するための施設です。ただ、小樽市でも一番歴史の古い施設だということもあって、これはさくら学園としての機能というよりも、小樽市全体の障害を持っている子どもの対応窓口という、そういった経緯もこの施設は持っておりますので、その意味では先ほど申しました子ども発達支援室ですとか、日常のいろいろな相談、あるいは早期療育指導委員会の業務と、そういったものを持っているということでもあります。ですから、大きくいいますと、通園部門と相談部門というふうになっております。

それで、さくら学園の通園部門というのは、児童福祉施設の最低基準がありまして、配置人員、面積要件等が定められていると。そういった中では、今、ご指摘にありましたことばの教室あるいは支援室、それからさくら学園の通園部門も含めて、例えば全部今のさくら学園に持っていくということ自体は、その面積要件等からいって不可能だろうと考えております。

斎藤（博）委員

その辺については、また、別の機会に聞かせていただきたいと思っております。

最初にさくら学園の利用者の推移ということで、通園なり、試行ということで聞かせていただきました。平成10年度で20.3人だったものが平成15年度では10.0人と、おおむね半分になっているわけなのでありますが、人口が減っていますし、生まれる子どもの数も減っているということはじゅうぶん理解しているところなのですが、どうしても、どうしてもここまで通園する子どもの数が減ったのかもわかっていることがあったら、答えていただきたいと思っております。

（福祉）児童家庭課長

なかなか難しい問題でして、今ご指摘のように平成12年度、13年度、14年度という流れの中で、相当数落ちてきているという実態になっています。それで、これはあくまでこういうことも一つの流れなのかなということでの答えなのなのですが、一つは市内の保育所でも、昔は中央保育所でした障害児の受入れというのはしていなかった

わけですけれども、現状を見ますと、奥沢でもやっておりますし、相愛でもやっております。それぞれ保護者の希望で、どこの保育所に入れたいというふうにあった場合に、私どもの方から指定するのではなくて、その保育所で受け入れられる要件があれば、障害を持っている子どもも保育所として受けるという、そういったことも一つの要因にはなるのかなと。それともう一つは、さくら学園というのは今申し上げましたとおり、毎日通園する施設になるわけですけれども、やはり保護者の考え方として、一定の療育指導は受けたいけれども、ふだんは幼稚園あるいは保育所に通わせたいといったようなこともあるのかなと、そのように考えております。

斎藤（博）委員

これからの議論としてなのですけれども、今、説明をいただいて、私が心配したのは、障害を持った子どもの生まれてくる確率、割合というのは一定程度の部分では数字は出ているはずでして、小樽が特別多いとか少ないというのではなくて、普通のまちだと考えると、それなりの数字は出てくるのだらうと思っているわけです、さくら学園に来なくなったのが、ほかに行ってきちんと対応されているというのであれば、それはそれで一つの選択の仕方だと思うわけなのですが、私がこの数字を聞かせてもらって瞬間的に心配したのは、どこかに行ってしまったのではないかと。昔ならちゃんと20人来たのが、今どこか違うところに行っちゃってしまっていて、漏れていると言ったらちょっと語弊があると思うのですけれども、どうしたのかなというような思いがあったものですから、聞かせていただいているわけですし、その辺の細かい具体的なことについては、もう少し勉強してから取り上げていきたいと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大畠委員

銭函5丁目の清掃状況について

初めに、環境部にお尋ねします。

今日、資料要求をいたしましたのは、平成13年9月、ちょうど2年前になりますけれども、石狩湾新港地区の銭函5丁目、市道小樽樽川西9号線に不法投棄されたごみを「浜辺と海をきれいにする会」が収集したごみの量と処理の経費です。これは小樽市域だったものですから、小樽市にお願いをして処分をしていただきました。そのような関係で、このように大量のごみが処理されました。この「浜辺と海をきれいにする会」というのは、今年で25年目なのですけれども、その前段、約10年ぐらいは海の仲間が祝津の海岸、今は水族館の館内になっており、水族館が現在地に移ってちょうど今年で30年目かと思っておりますけれども、その10年ぐら前から海水浴場の瓶のかけらの清掃を始めたのがきっかけでございます。また、この仲間というのが小樽、札幌を中心にした仲間でございます、ほかの海に行ってみても、やはりかなり汚れていると。であれば、今後、小樽だけに限らず、全道にこの輪を広げたらどうなのかということで、札幌の仲間が中心になりまして広がって、今日に来ております。

環境部にお尋ねいたしますが、この銭函5丁目の清掃した場所というのは、既に汚れているということをご承知だったと思います。それが現在どのようになっているか。そして、この清掃する前の状況と現在の状況を聞かせてください。

（環境）管理課長

平成13年当時のことでございますけれども、私ども毎年、石狩湾新港地区を、クリーン作戦と称しまして、春と秋に関係団体、機関が集まって清掃しているところがございます。「浜辺と海をきれいにする会」が清掃した部分は、陸側の方は封鎖して、バリケードを組んでいて進入をしないようにしていたところでございますけれども、そのバリケードを破られて、なおかつ不法投棄されていたというような実態がございまして、今言いました私どもが年2回やっていた部分とは違った、海側に行く、その小樽樽川西9号線の部分は、不法投棄されていた状態が続いてい

たということでございます。

現在は、ちょっと私は現地確認してございませんけれども、封鎖していると思ってございます。

大島委員

この場所は、確かに封鎖しております。封鎖といいますのは、このテーブルを二つ合わせたぐらいのコンクリートブロックを積んでいるのです。ところが、たまたまその通りの突き当たりが、ジェットスキー、これらのメッカなのです。そのために、そのブロックを寄せて出入りしていると、そういう状況だと聞いておりました。この数字を見てもおわかりのように、これは並大抵のごみではありませんでした。私たちは、清掃のときは幼稚園の子どもからお年寄りまで参加しているのですけれども、毎年約1,000人前後集まります。この場所だけについては、中学生以下はやめようということになりました。私、当時の写真を写しまして、参考までに持ってまいりました。これがその9号線です。このタイトルは「遠足ではありません。ごみ拾いボランティア」と。これは札幌の第一高校に毎年来ていただいていたのですが、この日は全校を挙げて応援していただきました。また、こういう方々の力がなければ、とうてい清掃できるような量のごみではありません。小樽市も、どうもここにそれだけのごみがあることは知っていたけれども、なかなか手をつけられなかったと。1年がかりで計画を立てている会なものですから、たまたま今年はどこを清掃しようかということで、ここにこれだけものがある。資料の欄外にあるように、自動車が6台、みんな燃やされて跡形もない。これは警察の協力もいただいて、持ち主を何台か見つけてもらっています。現状はどうなっているかわからないということですが、先日の会議の中で、去年の場所はきれいになっているよということございました。なぜ、きれいになっているのか。なぜ、きれいになったのか。ごみも捨てられないで現状に至っているのか。その点については、どういうふうに考えていますか。

(環境)管理課長

ただいまの9号線の関係でございますけれども、私どもが春の時点で確認したのは、封鎖していると、バリケードをやっていると、そういうことで侵入者がいないといえますか、以前に不法投棄していたものが進入ができないと、ちょっとその9号線の状況が私自体把握してございまして申しわけございませんけれども、そういうことで不法投棄されていないのかなと思っております。

大島委員

パトロールは管理課長のところですか。

(環境)管理課長

はい。

大島委員

パトロールは回っていませんか。

(環境)管理課長

封鎖している部分には、当然入れない状況になってございますので、その周辺の陸側の部分は回っております。

大島委員

これは、ぜひパトロールもしていただきたいのです。といいますのは、前段で申しましたように、いくらコンクリートを積んで封鎖しても、重機を持ってきて入るのですから。あれだけのごみを、環境部の方は想像がつくかと思えますけれども、ほかの皆さんは想像がつかないことだと思います。タイヤが184本、バッテリー88基、電化製品もろもろ。これは例えば町内会単位で計算すると、どこの町内会に匹敵するかと以前にお聞きしたことがございます。そうすると、新光町会が約500世帯、この町会の1か月分のごみに相当するということです。タイヤやなんかは別だと思えますが。けれども、それぐらいのごみが小樽市域に不法投棄を長期間されていたということを忘れないで、これからもパトロールを続けてください。車からおりれば、すぐ通れますよ。春に見たから大丈夫だ。それはだめですよ。これはパトロールを厳重にしていきたい、そのように強く要望いたします。

毛無山展望所のごみの関係について

続きまして、展望台のごみの関係でお尋ねいたします。

以前にも質問をしたことがございますけれども、毛無山展望所には、ごみのかごがございます。立派なものがございます。これも一時各展望台にあったごみ箱、それを撤去させて、その結果、たいへんごみの飛散が目立つ。何とか各展望台にもごみ箱を復活してもらえないのかと、そういう要望をいたしました。現在、環境部が所管するところで、ごみ箱をどこどこに設置しているか。そして、また、それはどういう方法で収集しているのか、聞かせてください。

(環境)工藤副参事

毛無山展望所と旭展望台は観光事業課が担当しているものですから、申しわけございません。私、把握しておりませんでした。

大畠委員

観光事業課ということでございますけれども、祝津の旧天望閣の下、追分記念碑の方、ここは9時を過ぎますと小樽観光のタクシーがお客さんを乗せて案内に来ます。これはもう冬もです。日曜・祝日はもちろんのこと、ふだんの日も。ここにはシルバー人材センターが所管をしていたごみの一時置場がございましたが、残念ながら一昨年あたりに撤去されて、これはどこでもそうだと思います。その結果、本当に散らかっている。これは何でこんなになるのだろうか。先ほどの銭函の市道小樽樽川西9号線の不法投棄もそうなのですけれども、これはみんな大人なのです。いくら拾っても投げていく。

昨日までの予算特別委員会を聞いておりましたら、ごみ拾いの件でずいぶん質疑・応答がございました。これは後を絶たないものだと思いますけれども、根本的にはやはりそれを絶つような、大人に教育しなければならない、子ども以上に。私はこう腹を立てている一人なのです。そういうことで、これは環境部だけではないと思いますし、いろいろな関連があると思いますけれども、この点についてどのように取り組むのか、不法投棄を防止されるのか、その辺の意見を聞かせてください。

環境部長

実は、私も2週間ほど前に祝津の展望台に行ってみましたら、ちょうどがけの下から大畠委員が上がってきておりました。知り合いの方とお話ししていたものですから、私の方からは話はしませんでした。本当にいろいろな意味で調査をやっていることについては感謝申し上げます。

今のお話ですけれども、今回、特に議会の中でもいろいろと海岸の問題、あるいは今言った展望台周辺、あちらこちらに散在するごみの問題、いろいろな今のような問題、そのようなことを振り返ってみることがありましたので、今、大畠委員がおっしゃっていたような、教育の問題あるいは具体的に、ただ単に行政が、管理者だけに、管理者だ、管理者だと、当然管理者だからごみの管理者であるかという意味ではなくて、広い意味で小樽のまちに住む者がきれいにしていくと。このごみの問題をいろんな角度から見つめ直す、逆にいい機会になったのかというふうに私としては思っています。

そういったことで、単に今までは環境部が主体ということでありましたけれども、少し全庁的な中で、この不法投棄の問題を、関係部局もあわせまして、庁内に対策会議といったものを設立して、そして例えば部門別とか、あるいは環境部と、場合によっては警察だとか、あるいは銭函の問題になりますと、特に営林署の管轄になりますし、あるいは石狩湾新港管理組合、あるいは石狩開発といった、いろいろな関係機関も含めまして、不法投棄対策に柔軟に取り組める体制づくりといったものをみんなで知恵を出し合って検討していきたいと思っています。

また、現在、こういったことで、私どもが把握しているところだけでも年間何十件もございます。そういう形の一つのネットワークづくりといいますが、そのようなことも含めまして感謝状を差し上げるだとか、そういう皆様方が本当に活動しやすいような環境づくりを、行政としてやはりやっていけることはやっていかなければならない

と、そんなことを庁内で話し合っ、会議を設立して、そういうふうにとろうと思っています。

大畠委員

最後に、海岸の清掃は幼稚園児から高校生まで、小樽の場合はいろいろな角度で清掃しております。しかし、一方、例えば、元の天望閣の下、ここは波が押し寄せる場所です。小樽にはそういう波で漂着する場所というもの、この海岸図には何か所かございます。漁具・漁網、これもまた、すごい山でございます。これはやはり関係の業界にも働きかけをして、集めても搬送できませんから、いつの時期か何年か前に、祝津を含む漁師さんが便利の悪いところのごみ収集をして船で運んだと。これは、たしか北照高校かどこかの団体が海岸清掃したときの記事だったと思いますけれども、そういうことで残念ながら非常に多い。これは、沖合のものが漂着するわけです。つい1週間ほど前のテレビ番組で、赤道のどこかの島だと思いますけれども、漁具などの漂着物で非常に海洋が被害をこうむっているということで、その調査が世界じゅうから集まってきたダイバーによって行われ、報道されているのを見ましたけれども、実は足元にあるのです。これは、やはり業界の方々に働きかけて、何とかしなければ、これはまたしげで海に持って行かれます。繰り返しになると思います。ぜひ、市の窓口が中心になりまして、業界にも働きかけていただきたい。そのときには、また、我々も市民の一人として、この収集には協力したいと思っております。

この30年以上にわたるごみ拾いで浜辺の清掃をしまして、感じたのは、浜茶屋の意識がたいへん変わりました。かつては、浜茶屋で出たごみは砂に埋めていたのです。それが、銭函も石狩でも、蘭島は私はわかりません。清掃してありません。それが普通でした。いくらでも出てきたのです。今はそういうことはございません。これはやはり皆さんのごみ拾いを続けている多くの市民の影響で、営業されている皆さんの意識改革につながったのだなと思っております。

明日は、25周年の記念式典が札幌で予定されております。今、地球環境を守ろうということで、私たちの会は植林にも実はたいへん力を入れております。10年ほど前から、清掃が終わった後に毎年1,000本ほどの苗木をプレゼントしております。今年は、NHKの番組「プロジェクトX」で、日高のえりも町の昆布農家の方が40数年にわたって砂浜に植林をしたというのを見ました。たまたまその方の奥さんが小樽の色内の方で、全く身近な方でございます。そんな関係から講師をお願いしたわけでございますけれども、体調が悪いということで、明日は来られませんが、そういうことで緑も戻したということで、非常に海の昆布の生育がいいという事例もございます。これは海ばかりではなくて、山も川もみんな同じだと思います。どうか不法投棄しない、これについては大人に対する教育を改めて強く要望する次第でございます。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

若見委員。

若見委員

議案第27号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案は可決、陳情第7号銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方については採択、陳情第12号朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設

置方について採択を主張し、討論をいたします。

朝里・新光・銭函地域は、いわゆる中心街から離れている地域であります。朝里・新光地域は、人口1万2,500人あまりを数え、住民が気軽に集える場所を求めているところであります。また、銭函地域では、町内行事も葬儀も小樽市の行う説明会にも東部に位置している銭函市民センターに、西部に位置する方々は出向いていかなければなりません。高齢化も進み、タクシーで移動しなければならない実態も伺っております。いずれもそれぞれの地域にコミュニティセンターをつくってほしいという切実な願いであります。議会として採択し、実現に取り組むべきだと考え、委員の皆様の賛同をお願いし、討論といたします。なお、詳細については、最終本会議で行います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決をいたします。

まず、陳情第12号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号について採決いたします。

可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。